

どうなるのか、あるいはこの法律の及ぼす範囲がどうなるのか、こういうような点につきましてはお伺いをしたいと思います。

これは、特殊法人は強制的に法律をもつて設立するということでございますから、それぞれの特殊

法人にはいわゆる設置法があるわけでございま
す。日本航空が永久に特殊法人であつた方がいい
のかどうなのかといふ問題も、私は大変関心を抱
いてゐる次第であります。したがいまして、特殊
法人の基本的な問題に関しましては、ひとつこの
際に見直しておくことも必要ではなかろうか、研
究を進めることも必要ではなかろうか、かように
思いまして、近く特殊法人基本問題に関する研究
会を発足せしめたいと思いますが、当然日航もそ
の中におきまして、いま私が申し上げましたよ
うな観点において議論をされることであろうと思
います。

いすれにいたしましてもほかの株式会社ではたとえばKDDもあるわけでございますので、さようなことで、十二分にその点をも考えながら、甲乙の差をつけることはむしろこの際には混乱を引き起こすというふうなことでございますから、あえて対象にしたという経緯であります。

○塚原委員 法律に定めました監督官庁との關係……。
○宇野国務大臣 もちろん、監督官庁との間におきましては、その監督官庁の大臣の持つておる監督の義務内に於て監査をすると、もう二つございまして、

○塚原委員 私は素人でよくわからないのですが、監督官庁の大臣の権限の中で監察をするということは、そうすると何にもできないのじゃないか、全く今までと変わらないのじゃないかと思ふのでござりますけれども。

○宇野国務大臣 詳細なことは局長から申し上げますが、政治家の答弁として聞いていただければよいますので、その点も御了解賜りたいと思います。

いかと存じますけれども、概して監督官庁の〇Bが特殊法人にいるものでございます。したがいまして、後輩が〇Bを監察することは是非等もいろいろあつたのではなかろうかと思ひます。その点、行管庁は第三セクター的な立場におきまして、公正に監察ができるのではないかと思つております。

○佐倉政府委員　特殊法人に対する各主務官庁の行政監察と申しますのは、国の行政機関の事務の執行状況、業務の執行状況を監察するわけでございます。でございしますので、ただいまの特殊法人に関する問題につきましては、それぞれの主務官庁の監督権限がどのように行われているか、それが適切であるかどうかという点を行政監察するわけでございます。その際に、監察に関連して特殊法人を調査するわけでございますが、その範囲を広げさせていただきたいというのがこの法律案の趣旨でございます。

てございますから、主務官庁の監督権限を超えて特殊法人に対して調査が行われることはないとおもいますが、そういうような仕組みになるわけでございます。そういうふうな仕組みになるわけでございます。

○塚原委員 あと、ちょっと話題になつた農林中金なんですがれども、これは国の出資もない、役員の選任も総代会で行うということと国との関与がきわめて少ない。これも、先ほど大臣からお話をいただきました専門研究グループで無論これから対象となると思うのでござりますけれども、これが二つ話題になつてゐる。

それからあと、日本船舶振興会というのがござります。これは先ほど大臣のおっしゃった中に述べておったか、財团法人でござりますと民法上の公益法人になつて、これも国の関与が行はれていないということ。

それから、私も今までこそ自由民主党の国会議員でございますけれども、自民党公認になる直前まではマスコミ労連でございまして、N H K がスケートしておりますけれども、やはり報道の自由はさしてあります。

めで大切な特殊な形のものであると思うわけでござります。

これらも今回の行政監察の対象になるという事となのでございますけれども、行管としてこれらを果たしてどういう位置づけでまず考えていらっしゃるのか、専門研究グループ的なものを設けられるということでございますけれども、これは一

○宇野国務大臣　いま挙げられました三つの問題を個々に申し上げるとするならば、農林中金は特殊法人としてはその設立は一番古いわけで、私が誕生したころ、その前後ぐらいにこれが誕生したというわけでござりますが、いま嫁元委員がおしゃったようなことでござりますから、当然これも基本的な研究会において一つの話題になるのではないか、かように考えております。

その次は船舶振興会、いわゆる財團法人ではあります、一連のギャンブルに関する特殊法人でございます。私は何も船舶振興会だけを取り上げてあげつらうわけではございません。競馬も競艇もあります、さらには競輪、自動車等もあるわけでございまして、これら一連のものを考えますと、競馬は国庫納付金でその水揚げの一部が国庫に入っていますが、ただ、国がギャンブルをするわけにはまいりません。どうして民間にこれを任せなればラスベガスのようなものがあちらこちらで起きる、これはいけない、そういうことですから、結局は第三セクターとしてそれぞれの主務官庁の監督下において、特殊法人として、一応国民の中にそれを楽しむ方がいるのですから、そういうことを行うという意味でこれが特殊法人になつておることでございますので、したかつて財団法人たると否とを問わずそつした趣旨で特殊法人になつておる、こういうことでございます。

いは目のがたきにするのではなくして、それぞれ
補助金とかそらしたものでまた貢献もしていただ
いておるわけですから、公正、厳正にそら
したもの、運営につきましても考えていただきたい。
これまた主務大臣の権限を決して逸脱することは
ないということをございます。

○塚原委員 その学者さんが一体何をするかといふことを具体的に……。

〔審査長退席、逢沢委員長代理着席〕

○宇野国務大臣 今回の行革で特殊法人を整理統合するに際しましては、一応三つばかりの原則に沿つてやったわけです。その一つは経済的、社会的にも変遷があるから、すでにその使命を終えたのではないかとおぼしきものありや否や、もう二つは、同じ機能を持つておるからこれはむしろ統合した方がよろしいと考えられるものありや否や、もう一つは、民間に移行した方が賢明であると考えられるものありや否や、そのほか等々、大体そういう基準におきましてやったわけでござります。

しかし、何分にもわざか五十日間に十八カットしたわけでござりますから、中には私が考えておきながら半年くらしてその統説を得たまゝかどりに思つております。構成メンバーは主として学者が多くなるのではなかろうか、こういうふうに私は考えております。

りましても、まだ問題法人がある。これはいまから十五、六年前になりますが、昭和三十九年の臨時行政調査会、いわゆる臨調でございますが、ここですでにリストアップされて、いま私が申し上げましたような基準に照らしても、その当時すでに問題視されておる法人が幾つかあるわけであります。今回まだそれが残つております。いつまでもこの臨調の答申そのものが残つておることは決していいことではございません。したがいまして、歴代内閣も努力はしていただいたのですが、はつきり申し上げまして、手形は出したが支払い期日が書いてなかつたというような結果でございますから、今回の行革におきましてはひとつ臨調を全部総洗いしたい。

特に特殊法人においてはその当時の判断、今日の判断もあります。その当時はA特殊法人とB特殊法人の統合がよろしい、こういうふうに書かれおりましたが、いま私がながめますと、統合よりももっと別の方針があるじゃないかというのもたくさんあります。中には「地方の時代でございまから、やはり地方にも十二分にその機能を守つてもらい、また発揮してもらひるものもあるのではないか」。

そういうふうに考えてまいりますと、基本的には百十マインズ十八ということにはなりました

が、この際に残つておる特殊法人の中におきましても、いま私が申し上げたような観点でひとつ洗い直してほしい、そして民間に移行するのはどう

んどん民間に移していくたい、こういうふうに考えている特殊法人もござりますし、あるいはまた

そういうふうな観点で、われわれといたしましては、すでに幾つかの特殊法人に関しましては十

分行管の監察局におきまして監察してまいりました。この書類は膨大な書類にわたりますが、す

に予算委員会の方にも提出いたしておりますから、そういうものを材料といたしまして、きわめて短期間ではございますが、基本的な問題として申し上げたような結論を得たい、こう考えておるわけです。

○塚原委員 研究グループの結論次第によつては今回の監察対象から外れるようなところも出てくる可能性というはあるわけでございます。

○宇野国務大臣 研究グループの結論次第によつては今回の監察対象から外れるようなるところも出てくる可能性とい

うのはあるわけでございます。

○宇野国務大臣 ます。だから、たとえばいま百十一が十八減らし

て九十三になるわけですが、九十三にしかならない

といふ場合には九十三全部が監察の対象でござい

ます。あるはずいぶん削減が進んで八十になつ

てしまつた、これは甲乙の差なく全部特殊法人は

監察の対象でございます。だから、監察を外すか

外さないかという問題は全く基本問題研究会にお

いてはなされない、こういうことであります。

○塚原委員 特殊法人はそのような形で、長官を

初めとして大変皆様方の御努力をいただいて、ま

たたきの新設も大変厳しく抑制されているということでございますけれども、認可法人というような形の

ものがかなりふえているというようなことでございまして、この認可法人につきましてはどういうふうな形になるのでございましょうか。

○宇野国務大臣 確かに、認可法人は、いままで

いまして、この認可法人につきましてはどういう

ふうな形になるのでございましょうか。

○塚原委員 特殊法人は、いままで

いまして、この認可法人につきましてはどういう

ふうな形になるのでございましょうか。

○宇野国務大臣 確かに、認可法人でございま

が、大体九十七、八ございますが、そのうちの半

分がいわゆる共済関係の認可法人でございまし

が、大体九十七、八ございますが、そのうちの半

分がいわゆる共済関係の認可法人でございまし

て、これまたそれ一つの使命を持つておるの

ではなくらうか、こういうふうに思ひます。だか

ら、これは今後も新設に関しましては厳しい態度

で臨みつつ、それぞれ主務大臣が自分が認可した

ものはどうかということをお考えになつていただ

くことも必要であろう、こういうふうに考えてお

ります。

○塚原委員 国民の要請に十分こたえる行政を確

保するためには、行政運営の改善を主要な役割り

として、行政監察の機能を十分に發揮させる必要

があるというようなことは、十分に理解をさせて

いただいたわけでござりますけれども、今回設置

したから、内閣全体の問題として、やはり認可法

人をどう簡単にして設立を認めるということ自体は決

して好ましいことではない。ではもう認可法人は

全部やめることになりますと、中には

るわけでございます。そうすると、いまの体制で

十分に調査ができるのか。もしできないと、組織

や陣容を充実する必要があるということになる

と思ひますけれども、その辺いかがで

ございましょうか。

○宇野国務大臣 結論から申し上げますと、私は

国家公務員全部の人たちに對しまして少數精銳主

義、これが今日の時代に最もふさわしい姿であ

る、こういうふうに申しておりますが、当然行政

の患者対策で基金をつくらなければならぬが、こ

の基金は特殊法人がいいのかどうなのかと、うと

きに、特殊法人の新設は見合せた方がいい、と

いうことになれば認可法人だということで、たし

かスモン基金は認可法人になつております。

だから、一概に認可法人は全部が全部だめだと

いうわけにはいかない。いかないけれども、極力

抑えていくことが必要だということで、実は

昭和五十五年度予算編成におきましても、二つば

かりの認可法人の設立はどうだらうかという問題

が出ましたが、私が、内閣全体の問題として官房

長官や大蔵大臣が行革に取り組んでおりますか

ら、当該主務大臣にひとつ見合せていただけな

いかと言つたところ、主務大臣もその意図を了と

せられまして、認可法人は一つも認可しなかつた

という経緯でございます。だから、それぞれそ

したときどきにおきましては、やはり抑えていか

なければならぬ問題ではなかろうか、こういう

ふうに私は考えております。

ふうに私は考えております。

もうすでに数の方は御承知だらうと思います

が、大体九十七、八ございますが、そのうちの半

分がいわゆる共済関係の認可法人でございまし

て、これまたそれ一つの使命を持つておるの

ではなくらうか、こういうふうに思ひます。だか

ら、これは今後も新設に関しましては厳しい態度

で四十八であった監察対象を百十一にしたのです

から、君たち大変だぞ、しかしながら少數精銳主

義でやつてくれ、こういうふうに言つております

で定員は千五百を若干切るというようなことで

ござります。これで九十万人の公務員、九十万人

の特殊法人、さらには地方にまで及ぶわけでござ

りますので、そういうふうに考えますと、少數精

銳主義ではかるらか。それに加えて、いまま

で四十八年で九十八であった監察対象を百十一にしたのです

から、君たち大変だぞ、しかしながら少數精銳主

義でやつてくれ、こういうふうに言つております

でござります。これで九十万人の公務員、九十万人

の特殊法人、さらには地方にまで及ぶわけでござ

りますので、そういうふうに考えますと、少數精銳主義ではかるらか。それに加えて、いまま

で四十八年で九十八であった監察対象を百十一にしたのです

から、君たち大変だぞ、しかしながら少數精銳主

義でやつてくれ、こういうふうに言つております

でござります。これで九十万人の公務員、九十万人

の特殊法人、さらには地方にまで及ぶわけでござ

りますので、そういうふうに考えますと、少數精銳主義ではかるらか。それに加えて、いまま

で四十八年で九十八であった監察対象を百十一にしたのです

から、君たち大変だぞ、しかしながら少數精銳主

</

現実に五十九年まで延ばしていただいではこれはやられないであろうという見通しのものに書んでござりますけれども、ともかく行政改革、非常にむずかしいということなでございました。

そういう中に、大変すばらしい人材を大臣に得たということは、私のみならず国民のかなりの数が、まあ宇野大臣の選挙区の反対派の支持者の方はわかりませんけれども、國民のかなりの数が絶賛をして拍手を送っているところだと思います。

特に本会議の答弁もてきぱきしておりますと、ときどきやじが出来るときもありますけれども、そういう中にありますて、今回のこの法律に加えまして、大臣の今後の全般に対する最後の御決意をお伺いいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○宇野国務大臣 非常に御理解のあるお言葉をちょうだいして感謝をいたしております。行政改革は常にやらなくちゃならないと思っております。

最近出ました有名な書物「男子の本懐」これなんかを参考に読みましたが、本当に当時の大臣も総理大臣も命を捨てたわけですね。あれだけの気持ちでやはり國家の財政の危機に立ち向かったというのは、われわれといたしましても、当然それを範としてそれくらいの決意でやつていかなければならぬ、かよう存じております。今日までは四本柱、御承知の特殊法人、地方支分部局、補助金並びに法令、さらには許認可、報告、そういうものの整理にかかるてまいりましたが、特殊法人の整理は決してこれで終わるわけではありません。なかなか天下りに対しましては国会も非常に厳しい御意見をお持ちでございましたので、今回の行革では実は予算委員会でそれぞの党から非常に有力な御意見を拝聴いたしました。それをすぐにでも生かすべくやってきました。それだけでございまして、この百一の監察も、そういうようなことで、国会のそうした声を私は反映させていたいたいのではないだろうかと思ひます。

〔蓬沢委員長代理退席、委員長着席〕
したがいまして、まだまだこれから私はいろいろのが一番大切なそれが基ではなかろうか、かように思つておきます。先ほど塚原さんにお答えしましたように、少数精銳ではございますが、そう

いう意欲に燃えまして、相当監察局は活躍してくられるのはなかろうか。

逆に地方の方に参りますと、かえつて邪魔者扱いされます。それは、補助金がどう流れてきて、それがどういうふうに有効適切に生きておるか、それを逐一調べるものでございますから、中には

五百名足らずのスタッフをもつて、そして行政監理をしておる、監察をするということは大切なことではなかろうかと思つておる次第であります。

私の思想から申し上げますと、一般の民間会社は、要は資本主義下における株式会社でござりますと、やはり常日ごろからそらした面におきま

すが、今回は外部の方から手を染めてまいりますが、決して中央を黙視し、中央を忘却しているわけではございません。そうしたことでも順次やはり秩序立て着実にやっていきたい、かように存じておる次第でございます。ひとつ今後ともよろしく御鞭撻を賜りますようにお願ひ申し上げます。

○塚原委員 終わります。
○木野委員長 次に、岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 私は、昨年の国政調査の際に、行政管理庁の若干の管区及び地方局の活動の状況を勉強させていただきました。中央、地方の行政監察の制度が持つている重要な意味というものを、どうも大変不勉強で申しわけなかつたのですが、改めて理解をさせました。

長官は行政改革について相当熱意を持って、いまお話をございましたが取り組んでおられるわれわれを範としてそれくらいの決意でやつていかなければならぬ、かよう存じております。今日までは四本柱、御承知の特殊法人、地方の行政監察といふものが持つている制度、その問題について長官の御見解を最初に承つておきたいと

思います。

○宇野国務大臣 いつも行革に対しまして格別の見られるように各省庁間でなれ合つておるのじやないかというふうな国民の声があるときに、そう

です。こうした状況の中で、特殊法人に対する主務大臣の監督が甘いとか、天下りや、やみ接待に見られるように各省庁間でなれ合つておるのじやないかというふうな国民の声があるときに、そう

です。こうした状況の中で、特殊法人に対する主務大臣の監督が甘いとか、天下りや、やみ接待に見られるように各省庁間でなれ合つておるのじやないかというふうな国民の声があるときに、そう

です。こうした状況の中で、特殊法人に対する主務大臣の監督が甘いとか、天下りや、やみ接待に見られるように各省庁間でなれ合つておるのじやないかというふうな国民の声があるときに、そう

です。

そこで、まず大臣から、繰り返しになります

が、今回設置法の改正案の内容を簡単に御説明をいただきたいと思います。

○宇野国務大臣 特殊法人は、政府が第一セクターとしての使命を持つて強制的に法律でそれぞれ設立されるわけでございますが、特殊法人であるために、株式会社でありますから一般的の株式

会社よりもルーズになつておるという例がまあKDDであったたるう、こういうふうに思います。

D.D.であつたたるう、こういうふうに思います。そらしたるものに對しまして、肝心かなめの監察の手が行き渡つておらなかつたということ等を考えますと、やはり常日ごろからそらした面におきま

すが、特殊法人の実態といいましょうか、調査する専門のグループといいましょうか、そういうものをおつくりになるような話でございましたね。もう一遍、繰り返しになりますけれども、そ

三

それで、四十八に含まれました中には三公社の
ような非常に大きなものもございます。これらに
つきましては、私ども從来から、主務官庁に対する
行政監察を行ひ際に、当然調査の対象としてか
なり調査をしてまいりました。国鉄あるいは電電
公社等でございます。そのほか、道路行政をやる
場合では、もちろん道路公社といったようなもの

査権限というのは昭和三十八年に追加されたというふうに私も承っているわけですが、この時点でいわゆる特殊法人といいうものの概念が決まったと思われるわけです。行政監察の対象法人といいうのが、この時点でき現在の形、いまおっしゃった公社、公庫、公団あるいは事業団とされてきたわけですね。

も調査の対象に入つておりますので調査をしてまいりました。それで、それぞれの行政監察の結果においてそれぞれの勧告が行われ、あるいは所見表示等について各省庁がかなり尊重してその効果が上がつてゐるものと考えております。

それ以外に六十三あるわけでございますけれども、その他特殊法人について従来どのように取

査権限といふのは昭和三十八年に追加されたといふに私も承つてゐるわけですが、この時点でもいわゆる特殊法人といふものの概念が決まつたと思われるわけです。行政監察の対象法人といふのが、この時点で現在の形、いまおつしやつた公社、公庫、公団あるいは事業團とされてきたわけですね。

そこで、ちょっと疑問が起つたわけです。一方で新設などの審査が必要とされる公共性の強い法人の範囲が定義された。しかし、これと行政監察の調査の対象となる法人の範囲が一致していない。そうすると、昭和三十八年ですから、二十年ぐらい前から今回の設置法の改正案といふのは必要であったのではないか、こんな感じがするのですが、これが今日までに至つた経過というものの

り扱つてきただかというお話でございますが、やは
り国の事務、事業に関連があるわけでございま
るので、ある行政分野の行政監察をやる際に、六十
三のうちの特殊法人に関連するような事務、事業
もあるわけでございます。その場合には、そういう
う特殊法人に行きました、いろいろと調査をさせ
ていただきたいということで、話がついた場合に
は任意調査としてお話を伺えるあるいは拝見でき
るというようなやり方をしてきたわけでございま
すけれども、これはあくまで任意調査でございま
して、権限に基づくものではないということです。
そこは非常に制限的であったわけでござります。
現に、行つて断られてしまつたというような例が
ないわけはないわけでございます。

そういうことで、調査を全然やらなかつたわけ
ではございませんけれども、それはあくまで、い
ま申し上げましたように事実上それぞれの理解を
得てやつておつたといふものがあるわけでござい
ますが、そういう実情でございます。それで、そ
れを全部でくるようにしていただきたいというの
が今回の法案の趣旨の一つでございます。

○佐倉政府委員 いまお話しのようすに、審査の対象になるというものが現在の特殊法人の定義みたいなものでござります。それで、特殊法人はあくまでも法律によって強制的に設立されるものでござりますから、やはり国の事務、事業に関連があるはずであるということは論をまたないわけでございますが、つくるときに審査の対象にする、これは必要かどうかといふ判断でござりますね、これを審査の対象にしているわけでございます。ただ、できたものについて行政監察の調査の対象にするかどうかかといふのは、その当時においては一応必ずしも別のあるう、そこまで「国が関与しなくていいのではないか」という考え方があつたのだとうふうに思ひます。

でござりますから、つくること 자체は審査して、國の判断でつくるかどうかを決めるけれども、つくった後はかなり自由に運営していくのじやないか、これが特殊法人についての概念の一つであつたかと思います。それで、國、私どもの行政監察に関連した調査の対象に強制的に入れる必要があるいはないのじやないかといふような観点から、そのように仕組まれたものといふに私ども考えております。

ただ、いま申し上げました、法律によつて的につくられているのが特殊法人でございまら、いろいろ最近の事例等も踏まえまして、り調査の範囲に入れた方がよろしいのではないかという判断が各方面から出てまいりましたの今回こういう措置をお願いしていける次第でござります。

○岩垂委員 つづつたら後はそのままに、自
といふわけにもなかなかいかぬと思うのです
ですから、今度こういう形が出てきたことの
はそれなりに理解することができると思う
す。しかし、特殊法人というのは、いま主務
がさまざまな監督をやつていますね。特殊法
について新たに行政管理庁が行政監察によつて
わっていく。いろいろ問題のある法人はとも
として、はじめてやつっているところにして
ば、国の規制というものを新しく受けること
る、信頼されていないように思われるを得な
そこで第一点は、行政監察に際して特殊法

対して行う調査というのは、主務大臣による法人に対する監督とダブる危険性はないかとこと。あるいは、いまおっしゃった国の監督制を緩和しようとする、かなり自由に運営さうという考え方からいっても、あるいは行政の理念という立場からいっても、今回の法改理念というものは矛盾しないのかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思いま○佐倉政府委員 御質問の最初の主務官庁、大臣の監督権限との関係でございますけれども、私どもの行います行政監察は、国の行政機関

業の執行状況を監察するわけでございます。関連しまして、その特殊法人も調査をできることにしていただきたいというわけでございまして、その際に、国の行政機関の事務の執行状況をできるわけでございますから、当然その中にいろいろ特殊法人に関連するような事務、事業があるわけでございますし、その主務大臣の監督権あるわけでございます。それについて私どもいろいろ拝見いたすわけでございます。そういう

組みになつておりますので、特殊法人に対して私どもが監察に関連した調査を行う場合も、主務官庁、主務大臣の監督権限の範囲を越えて行うことはないわけでございます。

二番目の御質問でございますけれども、国はなるべく関与する方向でなく、自由にいろいろやらせた方がいいのじやないかという理念があるとうお話でござります。そのとおりだと思います。

ただ、私どもが行います行政監察につきましては、事務の運営上の効率化等を主眼にして行いまして、そういう点につきまして、先生御指摘の理念と決して矛盾するものではなく、むしろそれを補完していくものだというふうに私どもは考えておりますし、また、そのように行政監察に関連して調査を行っていくわけでございますので、そ

ういう矛盾をするということはないと考えております。

○岩垂委員 これは大臣にお答えをいただきたいのですが、特殊法人は労働基本権に基づいてそれぞれの労使関係を持つていますね。そして長い歴史を持っているわけです。労使関係の安定というものが経営や事業の発展という立場から見てきわめて重要な要素であることは、もう私が言うまでもないわけであります。その意味から、民主的かつ自主的な労使関係に行政管理庁が介入あるいは監視をするというふうなことはよもやお考えになつていらっしゃらないと思ひますが、この点についての若干の危惧がござりますので、こんな機会ですから、それらの点について明確な御答弁をいただきたい、こういふふうに思ひます。

○宇野国務大臣 いかに特殊法人の整理統合と申しましても、やはり從来からの古い歴史もあり、経緯もござります。そうしたときに、やはり一番大切な労使関係、深い御理解を仰がなければなりません。

今回の整理統合に当たりましても、私はそうちた意味で、まずそれを代表される組合の方々ともお会いいたしまして、今回の改革に際して特殊法人には大体こういう方針で臨むということを

申し上げた次第でございます。だから、今後も特殊法人のあり方に関しましてはいろいろ検討し、さらに統廃合、整理等も進めていかなくてはならぬと思いますが、一番大切なことでございますし、特に私は、常に不安な態勢に置いておくのは一番いけない、かように存じております。やはり自分の職場としてそこで骨を埋める気持ちでそれが努力をしてもらうということが大切なことでございますから、職員の方に対しましても、第二の場所を求めるようなことを考えずに、ライフサイクルは、入ったところがんばる、あるいは国家公務員としてそれぞれのポストを預かった以上はそこがんばるとか、そういうふうにしてくれといふことも言っておりますから、当然労使関係に関しましては重大な問題として今後も格段の配意をしながら、お互いの言い分を聞きながら、そうした使命をりっぱに果たしてもらおうようにこちらも考えていかなければならぬと思っております。

○岩垂委員 いま御答弁の中でもちょっと十分でなかったようになりますが、現在築かれてきている労使関係を崩すとか行管が介入するというようなことは絶対にあり得ない、やはり不安に思つている多くの労働者がいますので、くどくて恐縮ですが、急のために、明確に御答弁をいただきたいと思います。

○宇野国務大臣 いま御指摘の点は、十二分に配意してまいります。

○岩垂委員 特殊法人といふものは、存在の理由なり設立の経過なりいろいろバラエティーに富んでいるわけで、それを主務大臣が監督をしていく、国の出資の程度や役員の任命などかわり方といふのはいろいろありますけれども、それを何か一律に監察対象にするということはいかがなものかという意見も一方ございますが、これらについてはどのようにお考えでございましょうか。

○佐倉政府委員 お話しのとおり、国の各主務官府の特殊法人に対する監督の対応といふのは非常によざまでございます。行政監察といふのは國

申し上げた次第でございます。だから、今後も特殊法人のあり方に関しましてはいろいろ検討し、さらに統廃合、整理等も進めていかなくてはならぬと思いますが、一番大切なことでございますし、特に私は、常に不安な態勢に置いておくのは一番いけない、かように存じております。やはり自分の職場としてそこで骨を埋める気持ちでそれが努力をしてもらうということが大切なことでございますから、職員の方に対しましても、第二の場所を求めるようなことを考えずに、ライフサイクルは、入ったところがんばる、あるいは国家公務員としてそれぞのポストを預かった以上はそこがんばるとか、そういうふうにしてくれといふことも言っておりますから、当然労使関係に関しましては重大な問題として今後も格段の配意をしながら、お互いの言い分を聞きながら、そうした使命をりっぱに果たしてもらおうようにこちらも考えていかなければならぬと思っております。

○岩垂委員 これも大臣にぜひ御答弁いただきたいのですが、今回の法案はNHKが監査の対象になつてます。周知のとおり、NHKの受信料の支払い義務を強制する放送法の一部改正案の国会提出に当たつて、自由民主党内部にNHKの番組やニュースについての批判が出されて、NHKを国営放送に移管させたらどうかなどという乱暴な御意見も出されていましたよな経過があるわけでございます。さらに、自民党内にNHKを管理する委員会が設置されるなどの動きに対して、どうもNHKに対して政府の監督を強化するのではないか、また、そういう動きが顕著ではないかといふ心配を実はしている多くの人たちがおります。率直に申し上げて、この法案のねらいがNHK放送の国家統制を強化するための一連の措置ではないだろうか、こういうふうに取り上げている、そして神経質に受けとめている日放労の労働者を含めて、マスコミ関係あるいは文化人、われわれも含めて、やはり一抹のそういう懸念を持たざるを得ないわけであります。

○宇野国務大臣 そこで、念のためにお伺いしておきたいと思うのですが、今回の法改正というのは、公共放送としてのNHKの言論、報道の自由、放送の自由に干渉をするものではないという点を明確にひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○宇野国務大臣 での問題を決定する際にも、私からもいま仰せの趣旨を尊重するということを申し上げ、また、大西郵政大臣からも申し上げたような経緯もござりますが、しかし、国会といたしまして重要な場

の事業の執行を監査するわけでございますので、その監査に関連した調査を行う場合に、主務官庁の特殊法人に対する監督権限が非常に強いの、弱いの、まあ俗語で言えばそなりますけれども、その対応に応じて調査が行われるということになつてございます。監督権限に応じて調査が行われるというふうに、法令上そろいの仕組みなると考えております。

○岩垂委員 これも大臣にぜひ御答弁いただきたいのですが、今回の法案はNHKが監査の対象になつてます。周知のとおり、NHKの受信料の支払い義務を強制する放送法の一部改正案の国会提出に当たつて、自由民主党内部にNHKの番組やニュースについての批判が出されて、NHKを国営放送に移管させたらどうかなどという乱暴な御意見も出されていましたよな経過があるわけでございます。さらに、自民党内にNHKを管理する委員会が設置されるなどの動きに対して、どうもNHKに対して政府の監督を強化するのではないか、また、そういう動きが顕著ではないかといふ心配を実はしている多くの人たちがおります。率直に申し上げて、この法案のねらいがNHK放送の国家統制を強化するための一連の措置ではないだろうか、こういうふうに取り上げている、そして神経質に受けとめている日放労の労働者を含めて、マスコミ関係あるいは文化人、われわれも含めて、やはり一抹のそういう懸念を持たざるを得ないわけであります。

○宇野国務大臣 私は、この監査といふものが国民のために自由にして公正あるいは不偏不党の公共放送を守る立場に介入するものでないということを、この点でしっかりと確認をいたしておきたいと思います。大臣の閣議における御発言よりも正確に御答弁をいただいたいというふうに、私理解をいたしたいと思います。

○岩垂委員 私は、この監査といふものが国民のために自由にして公正あるいは不偏不党の公共放送を守る立場に介入するものでないということを、この点でしっかりと確認をいたしておきたいと思います。大臣の閣議における御発言よりも正確に御答弁をいただいたいというふうに、私理解をいたしたいと思います。

○宇野国務大臣 私の句があるわけですが、これは笹川良一日本船舶振興会会长が大臣のところへ、船舶振興会は財團法人だ、なぜ行管は特殊法人扱いするのだろうかといふ抗議をしたというふうに報道されておりました。やりとりの模様が新聞などで報道をされておりますが、この船舶振興会を監査対象にするということの意味は、私は非常に重いだと思ひます。これについて大臣の見解なり意見をお尋ねをしておきたいと思います。

○宇野国務大臣 特殊法人の中に、船舶振興会のみならず他にも競馬あるいは競輪等々いわゆるギャンブルの特殊法人がございます。それらを含めて、私は甲乙の差なく、またその運営者がど

での御質問でございますから、私もひとつきつちつとしたことをお答え申し上げた方がいいのじやないかと思います。

○岩垂委員 言論、報道の自由は憲法及び放送法により保障されおり、郵政大臣のNHKに対する監督権はきわめて限られたものとなつております。行政監査は元来、主管大臣の監督権の範囲内において調査を行うものであり、したがいまして、NHKに

対しましても郵政大臣の監督権の範囲内においてのみ調査を行うものであります。このような立場から、報道、言論の自由に立ち入つて調査を行うことは一切ないことを断言いたします。

○岩垂委員 大変明確な御答弁をいただいたわけです。番組やニュースを含む放送内容に踏み込んで調査、監査をするものではないということを大臣、大変くどくて悪いのですが、もう一遍御答弁をいただきたいと思うのです。

○宇野国務大臣 そのとおりでございます。

○岩垂委員 私は、この監査といふものが国民のために自由にして公正あるいは不偏不党の公共放送を守る立場に介入するものでないということを、この点でしっかりと確認をいたしておきたいと思います。大臣の閣議における御発言よりも正確に御答弁をいただいたいというふうに、私理解をいたしたいと思います。

○宇野国務大臣 私の句があるわけですが、これは笹川良一日本船舶振興会会长が大臣のところへ、船舶振興会は財團法人だ、なぜ行管は特殊法人扱いするのだろうかといふ抗議をしたというふうに報道されておりました。やりとりの模様が新聞などで報道をされておりますが、この船舶振興会を監査対象にするということの意味は、私は非常に重いだと思ひます。これについて大臣の見解なり意見をお尋ねをしておきたいと思います。

○宇野国務大臣 特殊法人の中に、船舶振興会のみならず他にも競馬あるいは競輪等々いわゆるギャンブルの特殊法人がございます。それらを含めて、私は甲乙の差なく、またその運営者がど

なたであるうと、またその形が財團であらうがなからうが、すべてが今回の監査の対象だという趣旨で対象にしたわけでございます。

特に私は、いろいろこの問題で質問を受けたことがあります。国会ではなくて、したがいまして、そのときには、ギャンブルというのは本来は好ましいものではないかもしだが、しかし、国民の中には射幸心というものも当然あるので、そうした意味で認められてきたものであろう。しかし、政府がみずからやるのはどう考へてもおかしい、といってじや民間かということになればこれまたけいおかしくなる。

そういうふうなことで、それぞれの主務官庁が十分監督の行き渡る方法、これがつまり第三セクターとしての特殊法人、こういうふうになつたのだから、したがつて、たとえそれが株式会社であろうが、したがつて、たとえそれが財團法人であろうが、そういう意味で第三セクターとしての使命を果たしてもらつて、なおかつ上がりに関しましてはその一部を補助金に使うとかあるいはまたいろいろな便用があるだろう。このことに関しましては当然主務官庁が十二分にわきまえていることであろうけれども、私はさような意味で、モーターポートだけがどうのこうのとか、あるいは他のギャンブルの機関がどうのこうのというのではなくして、ギャンブルとは本来そういうものであるから特殊法人な

んだ、こういうことを実は一般的にも御説明申し上げ、当該法人に関しましてもそういうふうなお話をした経過がござります。運輸大臣からもそういったというふうな話を当該法人に對しましてしていただいたというふうな経緯もございます。

そんなことで、大切な補助金行政もその中に含まれておるわけでござりますので、したがいまして、それが十二分に公正に行われておらなければならぬ。そのためには常にやはりそうした特殊法人のあり方、運営、組織等に関しましても十二分に行管としては行管としての監査をしたい、こういう趣旨からでございます。

○岩垂委員 今度の改正で調査対象が倍以上にあ

れるわけであります。体制をどうなさるおつもりか、その点をまず第一に伺つておきたいと思いま

す。

○宇野国務大臣 行管の監察局の方は常に行政のあり方に鋭い嗅覚に似たもので取り組んでもらつておりますが、かつてKDDに関していろいろと耳にすることがありましたので、当時の行管庁長官、これは保利茂先生であったわけですが、参考のために何らかの協力をしてくれないかというふうなアプローチをなさったのですが、これに対しまして、私のところは監察の対象じゃございません、本当に木で鼻をくくったような返答が寄せられた経緯があつた、その結果今日のこういうふうな問題も引き起こすことになった、こうしたこと

がござります。

したがいまして、スタッフ一同は徹底してあらゆるところにメスを入れなくちやならぬ、こういふじをいたしておりますので、今回はむしろ特殊法人全部がその監察対象になつたということを喜んでおります。したがいまして、量があえたからすぐ人をふやせ、こういうふうなことは私は今まで聞いたことがございません。むしろ少数精銳によって、倍の仕事になるかもしれないがんばってくれ、こういうことで現在監察局は局長初め全員があるい立つておるというのが現状でございます。

○岩垂委員 よそを行政改革をやつておつて、自分のところだけふやすわけにいかないし、水ぶくれじやないかななどと批判される面もないわけではないのですが、管区、地方局別の定数を五十四年度末現在で見ますと、全国で千百四十八人ですか、率直に言つてこの体制で期待をされるような体制ができるのか、将来この体制を整備拡充する必要はないのか。これらの点は、答弁はしにくくと思いますけれども、やはり第一線で御苦労している諸君の気持ちも含めて、長官の御答弁をいただきたいと思います。

○宇野国務大臣 過般も予算委員会において同様趣旨の御質問をしばしば受けたわけであります

が、私は行管庁ほど今日まで非常にしんぱうしてやつてきた役所はないのではないかろうか。第一、他の省庁に見られる官房長というのをおります。そのまま申されたとおり千五百名未満でございま

す。そのうちの十二、三百名が実は地方で努力していくてくれるわけでございます。したがいましがどうか。

私は、現在といたしましては、とにかく少数精銳でやれと、と申し上げますのは、今まで定員削減をやつてしまひましたが、率直に申し上げま

して、行政ニーズの多いところには純増という立場をとつてしまひましたから、恐らく削減率が四

%をそこそこございましても一般職には一割ぐら

いの削減率に当たるといふほど、今日国家公務員はがんばつてもらつておる面もあるわけあります。

私は、さような意味で、いま決してぜいたくを言うべき立場じゃない、かのように考えておりま

す。

しかし、将来は、オンラインマンという制度も研究いたしておりますし、そうしたものとどういうふうになるのか、そういうチャンスがあらばまた新しい問題として考えてもいいのではないかと思

います。私がこうだらうといふことはおくびにも出してはいけない、他の省庁にも厳しいことをお願いしておるわ

けでありますから、さように心得ております、

○岩垂委員 行政改革の運営について一、三お尋ねをしたいのですが、行政を取り巻く情勢という

のは時代によって変化をする、行政運営の改善を目的とする行政監察というのも時代の動向によつて変化するし、それに即応したものでなければならぬ。現在のようないかれる財政状況のもとで、

行政管理庁はことしの行政監察をどのような方針で運営なさつていかれるつもりか、御説明をいただきたいと思います。

○佐倉政府委員 まず、行政監察は国民一般の福

祉に即した公正な立場において各省庁等の業務

を、先生の先ほどのお話をのように管区行政監察

が、あるいはまた能率が悪くなります。常に合理化を図るという意味合いで、いま御忠告を受けましたところは、私も最前線に立つておるわけです

が、あるいは、あるいはまた能率が悪くなります。常に合理化を図るという意味合いで、いま御忠告を受けましたところは、私も最前線に立つておるわけです

が、あるいは、また能率が悪くなります。常に合理化を図るという意味合いで、いま御忠告を受けましたところは、私も最前線に立つておるわけです

から、当然この勧告には忠実に従つてもらつて、改善すべきところはどんどん改善してもらわないといふことを通じて、運営の改善に寄与するのが基本的な目的でございます。

したがいまして、当局としましては、従来から政府の重要施策を幾つか取り上げ、時代の要請に適合したようなテーマをやつてしまひたわけでござります。中央計画としましては年間大体十五、六本というのがいままでの通常でございます。

本年度におきましては、御指摘のとおり厳しい財政事情その他を踏まえまして、まず行政監察の柱としまして、一番目に行政の合理化、効率化、二番目に国民生活に直接に関連する諸施策の点検及びこれの推進、三番目に行政の公正の確保、これら二つの柱を考えております。これによつて本年度の行政監察を運営してまいりたいと考えております。

○岩垂委員 多少時間がかかるとも監察から勧告まではわりあいにスムーズにいくんですよ。ところが、いろいろ追跡をしてみますと、その勧告が現実に行政の上に反映されるというそこのところが十分担保されてないという面を指摘をせざるを得ません。せっかく行政管理庁が監察をして、調査をしてまとめて、関係省庁に勧告をした、それが、どうも受けざらのところでスムーズにいかないという面があるので、大臣はお仕事におつきになってからその点はお感じになつていらっしゃいませんか。

○宇野国務大臣 就任以来の問題は、過去の監察結果を大臣に勧告したということです。が、私といたしましたとしても、大切なことござります。しかしながら、資料等々をずっと目を通し、また説明を受けましたけれども、おおむね勧告に従つて改善はなされておるということです。しかし、なかなかうまくいかないといふところもござりますが、やはりこれが行政の根本でございます

また個々の、公正確保を直接の目的としない行

政監察 調査、これも大勢多くあるわけでございま
すけれども、その中におきましても公正確保の觀
点を取り入れて、それぞれの行政監察をやってい
きたい。この二本立てで考えております。

○岩垂委員 さつきちょうど大臣がお触れになり
ましたが、例のオンブズマンのことについて伺い
たいと思うのです。

社会党が、一月に、公正、民主、能率的な行政を実現するために国民行政監査委員会の設置を求め、また行政監察委員、オンブズマン制度の導入ということを公表したことがござりますが、大臣、このオンブズマンという考え方、手法についてどんなお考えをお持ちでしょうか。

きなシステムで、國民からも信頼され、また効果も上げております。だから、さよなら意味で行管序いたしましても勉強会を持ちまして、極力この研究をしてもらおうということで、もうすでにスタッフも一度、二度にわたりまして研究が続けられているようなことでござりますから、私といつたしましては、現在の行政監察並びに相談制度、こうしたものを含めまして、やはりこれがわが國の風土に合う制度であるかどうか十二分に検討したい、かように考えております。

○岩垂委員 研究会を開かれているそうですけれども、どんな研究をいまやつておられるか、ちょっと簡単に御説明をいただきたいと思います。

○佐倉政府委員 オンブズマンの研究会はことごとく簡単に発足いたしました。研究会のメンバーでございますけれども、これは学者、先生方にお願いしてございます。

それで、オンブズマンはやはり世界各国で行われておりますけれども、それぞれの国の政府の権能あるいは国会の権限のあり方というものによつても、オンブズマン制度をどのようにするかということはかなり諸外国でも違つております。たゞいま長官からお答えしましたように、わが国に仮にオンブズマン制度を導入するとしましても、どのような制度がいいのかということをよく慎重に

検討しなければならないという立場でございま
す。

それでは、諸外国の制度がどうなっているか
ということを研究し、それから、そのオンブズマン制度といふものが社会的にどのよき機能を持つべきか、たとえば、わが国におきましても、これの類似なものとしましては、私の方でやつておられます行政相談といったようなものも一つ類似な面があるわけでございます。そういうたわが国における類似なものの研究、それらをあわせまして、わが国の実情に合つたオンブズマン制度はどうあるべきかをまず研究していく、という研究会でござります。

修三先生が「行政監察月報」の一月号に「一九八〇年代の行政監察」という論文を寄せておられます。オンブズマンのことについても触れておられます。ですが、この中で私ちょっとこれは重要な大切な用語たることは、全体を見渡したわけですが、その中でちょっと気がついたことは、行政指導がここまで広がっちゃっている、その中でいわゆる苦情処理、この問題を、オンブズマン制度を設けるか設けないかは別として、やはりもう少し体制をしっかりしたものとして考えないと社会情勢に合わなくな

は変わった、それに対してさまざまなお濟措置をされた、状況も求められるわけだけれども、法律がないから救済措置が十分でない、したがって、それらの手続は、行政手続法とか政運営法などと並んで、どうふうなものをつくる以前にも考えられなければならない課題ではないかというふうに指摘をされておられます。これらのことについては、大臣、どんなふうにお考えになつていらっしゃいますか。

○宇野国務大臣 林さんは監理委員の一人でもございまますから、しばしば私も座談会に机を並べて出たり、また、別の機会に御意見を伺つたりしておりますが、非常に熱心に研究していただいているとおりましますし、一つのベテランとしての御提言ではありますかと私は率直に考えております。特に、ナ

ンプスマントリに聞きました。いま局長から申し述べましたとおり、きのうの日経でござりますか、ヨ

一ノスマンに関しましては、いま局長が申し述べましたとおり、きのうの日経でございますか、ヨラム欄に、十年前にアメリカのコロンビア大学のラム博士がいろいろ勉強された結果、北欧のオンブズマン制度と日本の行政相談制度というものは比較肩し得るすぐれた制度だ、こういうふうに言つておられるということをござりますから、したがつておまじで、そういう面で研究を進めていきたいと思いますが、確かに、行政に対する苦情、やはり國民にそういうものが仮にありせばどういうふうに対応していくかということは、非常に大切な問題ではなかろうかと考えております。

○岩垂委員 林先生は、その中で、もう一つ、例のプライオリティの問題、優先順位の問題を指

議論していく一つの資料の提供といいましてよろしく、各論についてやはり一定の優先順位というものを、ではあります。これは国会がやるべき課題ではあります。しかし、いろんな問題を、各論についてやはり一定の優先順位といいうものであります。これはやはり一つの貴重な提言だらうと思うのですが、せんが、考えなければならぬ時代が来ている。これはやはり一つの貴重な提言だらうと思うのですが、この点についても御見解をぜひ承っておきたいと思います。

○宇野國務大臣　スウェーデンの場合には、その対象が裁判所であり、軍隊であり、さらには自治体である、三権のうち立法府以外は全部対象であるということをご存じますから、当然プライオリティーという問題があつただろ、こう思ひます。しかしながら、そういう原則的な問題以外にも、国民生活を守るというので、たとえば物価問題などに関するまでもまた一つの委員会がいるとか、このときどきに応じまして機敏な対応をしておるのではないかどうか、私はこう考えます。

したがいまして、その研究は必要なことでありますけれども、やはり行政というものはそのときどきの国民的ニーズなりあるいは社会経済的な要請なり、いろんなものも勘案をしておらなければなりませんので、したがいまして

で、最初からアライオリティーリーがどうこうといふところから入ってしまって、そこで議論が分かれ

で最初からブライオリティーカードをもつてゐるところから入ってしまって、そこで議論が分かれてしまつて、なかなか玄関に入るのにひしめいてしまつたのであってはならないと思ひます。だから、そういうものも含めまして、研究会では専門家がいろいろと研究をしてくれるのじやないかろうか。当然わが国は軍隊もありませんし、地方衛隊はございますが軍隊じやありませんし、地方自治体は、スウェーデンのような小さな国とわが国の自治体の場合を考えましても、これまたいろいろと風土、歴史が異なるとおのずからブライオリティーカードの制度の中において新しい制度を入れるか入れなかといふ問題、要はそれが日本人の性格に合へない

い、また風土に合うか合わないかという問題等々ござりますから、非常にりっぱな提言でございまですが、今後ともお互が慎重に考えていかなければならぬ面がたくさんある、かように考えておられます。

○岩垂委員 名前がそれにふさわしいかどうかわかりませんけれども、やはり地方の時代とさつき大臣もおっしゃいましたけれども、ミニ行政監査委員会とでもいいましょうか、ブロックあるいは県ごとに小回りのきくそういう機構というものの、

機構づくりだけではそれは十分ではございませんけれども、やはり国民の変化するニーズにこたえしていく体制、それに対して行政がどんな機能を用ひたしていくか、それに対するまた国民はどんな懐みやあるいは苦情を持っているか、そういうよろづな問題を解決する窓口としてのミニ行政監理委員会というふうな発想というのは私はいまや重要なではないだろうかと思うのです。その点は、行政庁の中では、オブンズマンなどの議論の中で、当然やっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○宇野国務大臣 非常に一つの新しい御提言じゃないかと考えます。最近、行政相談に関しましても、国民の寄せられる関心が、まだ内閣の調査で

うことでございますが、しかし、取り扱い件数を考えますと相当大きくなつておるということは、やはり行政に対する国民の考え方が従来のようではないということを私たちも認識しなくてはならぬと思います。特に今回、行革なんかに對しましては私はあえて天の声だと申し上げるほど国民は行政に対する関心が深い、かようになりますと、いまおっしゃいましたいわゆる小回りのきく委員会といふものの是非、これは私といたしましても、ひとつ新しい提案でございますから十分検討させていただいて、そして機構があえたとか減ったとかいう問題ではなく、やはり国民の立場で考えさせていただきたいと思います。

○岩垂委員 オンブズマンの研究会の結論というのを出したいたいという予定で進めております。○岩垂委員 物価調査の問題について伺いたいと思います。

最近の物価上昇、消費者物価の値上がりは大変なものでございます。特にことしの春先、白菜などの野菜の異常な高値、その後の四月の電気、ガス料金の値上げ、それから国鉄あるいはたばこと続いているわけであります。国民生活にとって重大な影響をもたらしているわけでござりますけれども、行管がこの物価対策のための調査を予定しているというふうに伺っております。どんな形でなさるのか、過去にどんな形で調査をなされたのか、物価問題というのは経済企画庁や通産省が所管をしている面があるわけですが、これらとの関連をちょっとお答えをいただきたいと思ひます。

○宇野国務大臣 事務的なことは局長から答えてもらいますが、過去におきましても、経済企画庁と提携いたしまして、むしろ経済企画庁には手足がございませんから、したがいまして、地方の行監のスタッフがその手足となつて調査をしたとい

う経緯がございますが、特にいま成長か物価かを考えますと、いわゆる天の声だと申し上げるほど国民は行政に対する関心が深い、かようになりますと、いまおっしゃいましたいわゆる小回りのきく委員会といふものの是非、これは私といたしましても、ひとつ新しい提案でございますから十分検討させていただいて、そして機構があえたとか減ったとかいう問題ではなく、やはり国民の立場で考えさせていただきたいと思います。

○岩垂委員 オンブズマンの研究会の結論というのはいつごろを目標にしてお出しになるのか、提言になると思うのですが、どんな形で扱っていくつもりですか。

○佐倉政府委員 ほぼ一年ぐらいのうちに結論を出したいという予定で進めております。

○岩垂委員 物価調査の問題について伺いたいと思います。

最近の物価上昇、消費者物価の値上がりは大変なものでございます。特にことしの春先、白菜などの野菜の異常な高値、その後の四月の電気、ガス料金の値上げ、それから国鉄あるいはたばこと続いているわけであります。国民生活にとって重大な影響をもたらしているわけでござりますけれども、行管がこの物価対策のための調査を予定しているというふうに伺っております。どんな形でなさるのか、過去にどんな形で調査をなされたのか、物価問題というのは経済企画庁や通産省が所管をしている面があるわけですが、これらとの関連をちょっとお答えをいただきたいと思ひます。

○宇野国務大臣 事務的なことは局長から答えてもらいますが、過去におきましても、経済企画庁と提携いたしまして、むしろ経済企画庁には手足がございませんから、したがいまして、地方の行監のスタッフがその手足となつて調査をしたとい

十分検討いたしまして、改善すべきところは改善する、そして物価鎮圧のために「助にも」「助にも」なりたい、こういうふうに考えておるわけあります。

○岩垂委員 過去のことは結構です、ちょっと時間がなくなつてきているようですから。

公害や環境問題について、行政管理庁の管轄区だとかあるのは地方行政監察局の全国ネットワークが機能しておりますね。やはりこういう形で物価問題だとか、いま長官がおつやつたような形のものが、全国のネットワークがそこで使われています。その場合に、通産、農林との間には、何か新しく、あるいは冬野菜においても、しばらく困つておけば高くなるというふうな、機能をむしる逆に果たしておるというようなことであつてはなりませんから、そういうのもひとつ今回は物価対策としての行管の使命として考えてみたいといふので、通産あるいは農林省ともはかりまして、具体的にどういう面をわれわれが進めていくか、いま十二分にその段取りを進めておるところでございます。

もう一つは、最近のわが国の円高、円安という問題、いわゆる為替レートの変動、これは非常に目まぐるしいものがあると思いますが、その都度、円安になれば何かにわざにそれに便乗して輸入品が高くなつておるとか、また、円高であつても一向にそのメリットがないとか、こういうふうなことに関しましても私は、やはりこの際経済的な問題としてメスを入れる必要があるのではないかと考へておきますが、それを実現するためには、常に興味のある御提案でございます。検討はさせていただきますけれども、にわかにその機構上の問題というふうなことは起こらないのではないかとちょつと思ひますけれども、事務の委任の問題である

全部やつしていく、その上に行政管理庁がというようになりますと、これは受けの方はたまたまものになります。ですから、その辺を整理しないといけませんから、同時に、客観的なそういう問題を扱つていればならぬ、かようにも思いました。

いま岩垂さんも御指摘なさいました冬野菜なんか、確かに当初は、不作の原因はいわゆる天候異変にあつただろうと思いますが、しかし、貯蔵ぐれいによりましては多分に人為的な問題として、私はその当時からもやかましくその原因追及を議をおきました申し上げておつたわけでございました。したがいまして、一度とあいうことがあつてはなりません。特に最近は、いわゆる冷凍施設等々が非常に発達をいたしましたが、その発達をしたということが、農漁のときにも安くならないし、あるいは冬野菜においても、しばらく困つておけば高くなるというふうな、機能をむしる逆に果たしておるというようなことであつてはなりませんから、そういうのもひとつ今回は物価対策としての行管の使命として考えてみたいといふので、通産あるいは農林省ともはかりまして、具体的にどういう面をわれわれが進めていくか、いま十二分にその段取りを進めておるところでございます。

○佐倉政府委員 機構上のやりとりという意味がちょっとよくわかりませんけれども、物価問題に關しましては、基本的な点はさておき、各物資を所管する省庁が、その物価についても当然調査その他をやつておられるわけだと思います。

私は、物価に関する問題では、過去の例でも、その省庁のやつております物価施策について監査を行ひ、調査を行ひという立場をとつてきたわけだと思います。

それで、環境問題の情報収集のシステム。環境庁から私どもが委任されましてやつておるわけでございます。必要によってはそういうようなシステムも経済企画庁等と考えまして、私どもの調査網を利用するような方法を考えるというのではなく、常に興味のある御提案でございます。検討はさせたいと思いますけれども、にわかにその機構上の問題というふうなことは起こらないのではないかとちょつと思ひますけれども、事務の委任の問題である

というふうに理解しております。

○岩垂委員 私どもが申し上げたのは、そのいまの事務の委任の関係がはつきりしませんと、同じ

ように縱割りで通産も農林も経済企画庁も

広大な縁に恵まれ、年間百二十万人の利用者を呼ぶ横浜市緑区奈良町の「こどもの国」が、にわかに騒然としている。火種は大平内閣いうところの行政改革。特殊法人統廃合の第一弾として「こどもの国」に『白羽の矢』を立て、今国会に国の「特殊法人」から「社会福利法人」に切り替える法案を提案。これに対し職員や地元住民らが「移管の理由がない」「行政改革のトップに子供の施設を擧げるのは心外」などと猛反発。ピラミッドや署名運動、国会陳情など盛んな反対運動を繰り広げている。折しも今週から、参院先議で国会の法案審議が始まるが、その成

うなまく行進。

行政改革の大前提は、国の浪費の節約。その辺、ことこの國はどうなつたか。「いや、税余のムダ遣いなど一錢もありませんよ」と証言するののは加藤清・庶務係長。

子どもの国は四十年に開園以来、全く独立運営で、年間一億円ほどの国の予算措置は、プールやスケート場などの施設整備費で「それこそヒモ付きの金、人件費などに転用できる性質のものじやない」という。しかも「高級官僚の渡り鳥もいなければ、天下り理事三人の手当は一人年額六万円ぐらゐ。こここの特殊法人を廃止したからと云つて、どれだけ節減になるんで」、「うかねえ」と首をかしげる。

そして反発の理由。加藤さんは「一例として税金の問題がある。これまででは特殊法人として、全く課税がなかったわけだが、民間の法人になるとことで負担は必至。現在でも収支トントンの経営状態なのだから、どこかにシワ寄せが行く。利用料の値上げや、われわれ職員の雇用不安にもかかわってくるわけです」と話す。

一方、利用者の地元住民。「行政改革の矢面で子供の施設を立たせるなんて、もってのほか」と前置き、自然保護の立場から問題を投げかけるのが「田奈の自然を守る会」代表、音田幸一さん。この他の国は野鳥や野草などに恵まれた約百万平方メートルの広大な自然公園。開発著しい緑区にあって、貴重な自然の宝庫でもある。

「国の保護が弱まつた途端、いつ、営利目的の機械遊具が導入され、それこそ、『○○ランド』といつた遊園地になつてしまふか、保障の限りない。むしろ、こうした施設は国がどんどん金を出し、発展させる必要こそあれ、行政改革のイの一番に据えるなどとんでもない話」と音田さん。

いうのは言うまでもなく、国有地です。これは彈薬庫だったのです。九十二万平方メートルといふ
広大な公園の園域、そして実はそれに隣接をして
軍が使っておりました鉄道がありまして、その鉄
道の引き込み線の軌道敷、さらには診療所がござ
いましたけれども、その跡に苗圃用地等、いざれ
四つ見付かりました。

も國の財物出資であります。國有地がなぜこのような形で利用できたかといえば、皇太子御成婚、その記念事業だということもありましたけれども、管理主体が厚生省であつたということに理由があつたことは、これはもう御存じのとおりでございます。その後昭和四十年以来、こともの国協会法、これは法律によって設立された特殊法人、ことの国協会が厚生省の直接の監督のもとで運営されてきたわけです。このような國有地の利用が認められた経過や設立の趣旨から考えて、國の特殊法人を簡単に社会福利法人に切りかえることは、私はどうも不当ではなかろうと思うのですが、厚生省、その点はどのようにお考えですか。

○金田説明員 先生御指摘のことその国につきましては、一つは、類似の事業が民間でも行われてゐる、そういう事業の内容がいわば民営になじむと申しますか、そういう問題。

もう一つは、民間の創意と工夫と申しますか、幅広い運営を図る、国民のニーズにこたえる、そういうことで利用者に対するサービスの向上も期待ができるという点からいたしまして、今回の政府の

行政改革の方針に従いまして、公益的な民間の法人化
人に業務の運営を行わせるということにいたしました。
次第でございます。

○岩塙委員 民営になじむなどと言つたら、これは大変なことですよ。国有地をいま民間に払い下げます。

格な網がかかるつている。その網を——こういう先ほど申し上げたような性格だから、つまり國策だから利用を認めるということになったわけでしよう。それをいまになつて民間の営利、営利とは言わなければ、民間の經營になじむなどと言つたんぢや、これはそれこそ大変なことになります。〔四二〕内署のさういふことは里田もいつつ

見て厚生省、本当にあなた方はそれはそれでいいと思つていらっしゃるのですか。

は、出資者である国が一応承継をする。そして特別の法律をつくりまして無償でごどもの国を運営する社会福祉法人に貸し付けるということにいたしておるわけでございます。

○岩垂委員 それじゃその社会福祉法人の構成を言つてください、どういうふうになるのですか。

○会田説明員 社会福祉法人は、社会福祉事業法によりまして、社会福祉施設を運営するための特別法人としてできておりまして、福祉事業にふさわしいような業務の監督なり役員の構成なり、そ

うじうものがきておるわけぢやないまち。
○岩垂委員 役員はそのまま引き継ぐわけですか。

うものを保証する道がありますか、未来永劫に。率直に申し上げて、どもの国といふのは、現在資本金は全額政府出資、予算是主務大臣の認可を必要とする、役員の任命は、理事長は主務大臣の任命、理事は主務大臣の認可を要するということになつてゐる。このよくな国情の厳しい監督がながれつゝあるからこそ、設立の趣旨から見

運営というものが社会福祉法人になつたときにどう変わるのですか。それだけの運営というものをきちんと保証できますか、具体的に言つてください。

利義務、建物でありますとか工作物でありますとかあるいは流動資産、職員の関係の権利義務を承継するということになるわけですが、また、このどの国の監督につきましては、児童

福祉法の児童厚生施設でございますので、児童福祉法によりまして県なりあるいは国の監督権が働く、あるいはまた社会福祉法人でございますので、法人という意味におきましては社会事業法に

○岩垂委員 なぜ特殊法人として位置づけられたのかということの意味は、あなたがいまおっしゃつたこととは違うと思うのだよ。しかも国際児童年うことで監督規制を行っていくことになるわけであります。

に当たつて、子供の施設を行政改革の矢面に立てることなるなんというようなことはもつてのはかだといふ意見があります。これは行政管理庁よりもむしろ

厚生省の選び方、そう言わざるを得ないのです。そういう意見に対してもあなたの方どう思いますか。

Digitized by srujanika@gmail.com

に運営が可能である、同時に利用者に対するサー

ビスの向上も期待できる、そういうことで、今回の政府の行政改革の方針に従いまして措置を講じたわけですが、事業そのものを廃止するということではないわけであります。子供に対する福祉の後退ということにはならないと考えております。

美術の本にならぬかと心配するが、結局何とかランドになつて、いきますよ。独立採算の経営を成り立たせるために、やがて自然公園としての特徴が失われたり、入園料や施設の利用料が大幅に引き上げられるということの懸念など、いろいろのは絶対にないというふうに言えますか、

○会田 説明員 その点を保証できますか。
童厚生施設でございまして、またその運営主体が社会福祉法人ということとでございますので、児童福祉法なりあるいは社会事業法の規定あるいははまづ、監督規定というのが働くわけでございまして、したがって、業務の運営が商業主義的なものに流れるということを十分指導監督いたしまして、そういうことがないようにならなければなりません。うに考えております。

○岩淵委員　しままでのような厳格な体制と比べれば、それをきちんと担保するところがないのですよ。かなり緩くなるのです。たとえばさつき私は金のことが心配されていますけれども、これだけでも違うでしよう、支出の面で。どうなんですか、ただなんですか。

○会田説明員　福祉法人でも相当税法上の優遇措置があるわけでございます。ただ、事業税でござりますとか住民税などが一課税の対象になるということをございますけれども、実質上収益がなかった場合に税法が働くわけでありますので、個々の課税の認定ということで具体的な数字が決まつてくる、さように考えております。

○岩淵委員　さっき申し上げましたけれども、国

際児童年に当たつて厚生省が子供の福祉施設といふものを対象にして、いまみたいな民営になじむ

からというような方向へ行くというのは時代の逆行もいいところですよ。しかも経営を成り立たせていくためには、独立採算ですから苦労しなければならぬ。その意味では入園料というものを上げたり施設の利用料を上げたりしなければならぬ。親を含めですが、子供たちの一年間の入園者は百万ですよ。そして文字どおりどもの国として親しまれている太陽と緑の百万平方メートルの国家公園がなくなるのです。まして、国家的記念事業として設立されたものが、気をつけないと羊頭を掲げて狗肉を売るおそれなしとしない経営主体に変更されるということになるわけです。

私は、行政改革というのではなく行政を省いて、いわば経費の節減を目的とするものだといふように考えていました。どう考えたって、経費の節減、もともと大したことはない。どれだけ経費の節減ができるのですか、どういうふうに計算していますか。

○会田説明員 今回の件は経費の節減ということよりも、むしろ先ほど来申しましたように、運営代、国民のニーズ、そういうものにこたえ得るという見地から民営に移すことにいたしたわけでも

○岩垂委員 それでは、いま国民のニーズにこなれていられないと言うのですか。もつと率直に答へなさいよ。特殊法人を監督官庁でそれぞれ一ヵ所以上整理するという方向で厚生省は受けとめたのでしようが、いわば数合わせでしよう。選ぶに事欠いて——單に神奈川県だけではなくて、東京都を含めてあるいは関東を含めて、子供たちが非常に楽しみにしている、そういう意味は、安くして、そしてできるだけサービスをよくして、子供たちが本当に記念事業にふさわしい条件、場所などを利用している、それを民営に移管する、これで行政改革のやり方、考え方から見たって間違いですよ。もう一遍答弁してください。これによつて

て一体幾ら国民に対して利益を保証することがで
きるのですが。

○会田説明員　先生御指摘のとおり、経営費と申しますか運営費につきましては、入園料を主体としまして独立採算制でやっておるわけでござりますが、施設の基盤整備と申しますか整備費につきましては、従来から国費を導入いたしておりまして、今回の移管後におきましても従来どおりそういうものは統けていくというのが基本でございます。

○会田説明員 駐車場の地主である神奈川県、横浜市の了解は得ていますか。

○岩垂委員 職員の身分や労働条件の保障については、どのように考えておりますか。

○会田説明員 従来の雇用関係等につきましての一切の権利義務関係と申しますか、そういう点は新しい法人に承継されるわけでございます。したがいまして、たとえば労働協約なり個別的な協定などがある場合には、そのまま引き継がれるとい

○岩垂委員 大臣、いまやりとりをお聞きいただい
いたと思うのです。行政管理庁が、監督官厅一特
殊法人という意味、それは大きな意味で、枠をか
けるという意味で私は理解しないわけではない。
事もあろうに、選ぶのに事を欠いてこともの國を
出すというのは、どう考えても今日の國民の二二
ズにこたえる道ではない。今日のような厳格な管
理監督といふものがあつた、できるだけ安くサ
ビスということも含めてあつたわけです。まあ大
臣から物を言えないと思ひますけれども、十分
この問題考えてください。やめると私が言つて
も――私はやめると言ひたいのですが、大臣はや
めますと答えるわけにはいかぬと思うのですが、

しかしそこの点は十分に御配慮願いたいと思います。その点で御配慮を煩わしたいと思います。

○宇野国務大臣 二点ございますが、その一点は、どれだけの財政効果があるかという御質問に對しましては、むしろ私がお答えした方がよかつたのではないかと思いますが、今回の特殊法人に関するましては、財政効果といえば、特殊法人の役職員を定員削減をした、それは大きく出てまいりましょう。さらにはまた、一般公務員の定員削減と同じように、特殊法人におきましても同率をもちまして定員削減をする、こうしたものが出でます。いりますが、はつきり申し上げまして特殊法人の整理の際には、一応財政効果というものよりも特殊法人そのものに対する世論、そうした面から考

りの基準を示しました。その中に、民営に移行して
差し支えのないもの、むしろそこにおいて大いに
創意工夫で発展をこいねがうものがあれば、そう
したことでも一つの基準である。こういうふうに申
したわけでございまして、厚生省といたしましては、
は、そうした私の基準に沿つてくれたものではな
かるうかと存じます。

確かに、成立の経緯におきましては、いまおつ
しゃるような経緯もございましたし、また非常に
利用もされている面も、私たちも十分了承いたし

ておりますが、厚生大臣も、一年たって、民管でやつてもらうというこの方が十二分に効果がある、また意義がある、こういうふうなことでございましたので、私いたしましても、当然厚生省のそうした御判断を受け入れさせていただいたということでありますから、これも数少ないうちの一つで、五十五年度中に廃止をするという中の一つに数えられておりますので、ここでいませつかくの御質問でございますが、御希望に沿うようお答えができないという次第でございます。

○岩垂委員 参議院先議で衆議院へ回ってきておりました。私も、これはなかなか成立がむずかしいと私は思つております。私自身は、いま申し上げた理由で反対であります。その点をはつきり申し上げておき

たいと思います。

ちょっと時間がなくなりましたから、駆け足でお尋ねをします。

昭和四八年に神奈川の地方監察局が行いました、旧軍が構築した危険な防空ごうの処理についての監察経過をお伺いしたいと思うのです。

行管の勧告によって、昭和四十九年度から建設省、農林省、林野庁がそれぞれ補助率二分の一、地方公共団体が三分の一の負担で埋め戻しを行つてきました。しかし、神奈川にはまだたくさん防空ごうが残っているわけございまして、これはもう行政管理庁御存じのとおりです。

①戦時中に旧軍等が国策として構築したものであるという経緯から、本来、国の全額負担で事業を実施すべきである、という意識が地方公共団体の側に強い。昭和五十年四月の神奈川行政監察局の行政に関する重要事項報告「特殊地下壕対策事業の進展状況」も、この点を指摘し、市町村財政のひっ迫と相まって、本事業進展の障害となつてゐる、としている。②建設省では地方公共団体負担分の全額を地方交付税で措置するため、本事業を特別交付税の特定項目とするよう要求している。

〔所見〕として、

次の点から、詳細調査が適当と考える。

全体計画三百七十五箇所のうち、完了しているものは二百一箇所(五四%)であり、なお、百七十三箇所が未施行となつてゐる。この未施行箇所は危険な状態のまま放置されていないか、その実態を調査し、事業実施の緊急性、必要性等について検討する必要がある。

なお、事業完了のものについては、本事業の施行により果たして危険性が完全に除去されたのか等について調査する。

という結果が報告されますが、この点、その後どうなつてゐるか。それからこれからどうなさるおつもりか。簡単に御答弁をいただきたいと

思います。

○佐倉政府委員 いま先生御指摘のとおり、うちが音頭を取りまして、補助事業を、各省と協議してつづいたわけでございます。それで、その補助

事業の執行に当たつて、各省がどのようにやつて

いるかということをございます。私どもの立場は、それを見守つていてあるということをございま

す。

○岩垂委員 いや、見守つているのではなくに、その後どうなつて、調査なさつたはずなんだか

ら、調査の結果があるでござります。

○佐倉政府委員 私どもの方で定期調査と称しまして、四十九年度に発足したこの事業につきまして、現在調査を行つております。調査は大体終了しまして、取りまとめ中でございます。近く結果

が出る予定でございます。

○岩垂委員 わかりました。その仕事をこれからも継続していくという観点で調査をしているわけですね。

○佐倉政府委員 ただいまの補助事業は一応五年間でござりますけれども、推移を見守りまして今後の措置を考えないと存じております。

○岩垂委員 最後に一言だけ。これは監査対象と

いう点で検討を願いたいのですが、ここに、横須賀三浦地区市町連絡協議会海の問題専門会議とい

うところがまとめた「海の問題研究報告書」とい

うものがございます。実は私、これは地方行政委員会で何回か取り上げたことがあるのですけれども、海岸清掃の問題に関連をいたしまして、この文章をちょっと読ましてもらいます。

三浦半島・鎌倉地域の市町において、首都圏

の海滨レクリエーション地域であるが故に支出

を余儀なくされている費用として、海岸清掃、

し尿処理、危険防止のための監視、救急車の出動等がある。また、三浦市の場合は夏期の特別

需要にあわせた水道施設の設備投資を行わなければならず、また三浦市自体の特殊事情もあり、そのため水道料金が高額化し、最終的には

地元住民の負担となつてゐる。これらの歳出、

財政負担に較べると、歳入面としては、レクリエーション地域であるために期待できる余分な

収入は、たゞ消費税のレクリエーション客による増加分ぐらいのものである。

○鈴切委員 行政改革は財政再建の一つの大きな柱として、今回ほど国民の支持を受けて、行政改革しなくてはならない。例えば、地方交付税の単位費用に新たな観点から、例えば常住人口に観光人口を上乗せするなどの補正係数を考え、何らかの補正をすること、あるいは国庫補助金等においても上記のような特殊事情を考慮して、補助率をアップするような方法を考えられる。

という文章があるわけです。

実は海岸の管理というものは、私も四、五年前、国会で取り上げてびっくりしたのですけれども、同僚議員がこの間の国会でもやつておりましたけれども、運輸省、建設省、国土庁それから自治省ですか、いろいろな役所にまたがつてしまつて、回り持ちなんです。回り持ちということは、実際には何もやつていないということなんです。そういう問題点を、財政需要の問題だけでなしに、一遍とらえ直す必要があるんじゃないかという意味で、これは行政監察になじむ問題だと私は思いますが、その点についての御答弁を煩わしいと思ひます。

○佐倉政府委員 海岸の保全事業につきまして過去二回くらい監査をやつたことがございますが、これもかなり古いものでございます。先生御指摘のようないくつかの観点を入れまして、今後監査を実施する

勧告などを含めて提起してほしいと思うのですが、その点についての御答弁を煩わしいと思ひます。

○佐倉政府委員 海岸の保全事業につきまして過

去二回くらい監査をやつたことがございますが、

これもかなり古いものでございます。先生御指摘

のようないくつかの観点を入れまして、今後監査を実施する

勧告などを含めて提起してほしいと思うのですが、その点についての御答弁を煩わしいと思ひます。

○佐倉政府委員 ほかの監査との関連がありま

て、業務量の点がございますが、前向きに検討したいと考えております。

○岩垂委員 どうもありがとうございました。

○木野委員長 次に、鈴切康雄君。

行政改革は財政再建の一つの大きな柱として、今回ほど国民の支持を受けて、行政改革を断行できるという環境にあるということは非常に大きな成果である、そのように思うわけではありません。しかし、行政改革というのは、こういう形でKDDの問題が出たあるいは政財界醜聞に對して適切なメスを入れて、そして改善をしていかなければならぬといふことは政府に課せられた大きな問題であろうかと私は思ひわけあります。

そういう中につけて、今回行政管理庁設置法の一部を改正する法律案を出された。これは確かに行政管理庁設置法の一部として、部分的な問題ではあるとしても、私は、この問題について、出されたその趣旨からいって、評価するに決してやぶさかではありません。そこで、この問題をちょっとお聞きしながら、行政改革全般について少しずつお聞きをしていきたいと思っております。

まず初めに、特殊法人に対する監視を強めるため、これまで四十八特殊法人に限られておりました行政監査を全特殊法人に広げるための法案を今回提出されたわけですから、私ども評価することは、先ほど申し上げましたとおり、私ども評価するにやぶさかではありません。ですから、その背景と経緯についてまず行政管理庁長官にお伺いいたします。

○宇野国務大臣 行革、まさに仰せのとおり、今日ほど国民の願望が向けられているときはございません。なかなか多くの方々は、行革を通じまして、官界における不正をなくすよう、またぜひ肉を取りれ、願わくは、それによつて、増税をしなくてもいいぐらいいの行革をやれ、これが一番

突き詰めたお考えではなからうかと思います。

財政再建に資することはありましても、財政再建そのものではないというの是非常にむずかしい点でございますが、しかし、それはそれといたしまして、特殊法人に対しましては、特に今回は鉄建とかあるいはKDD等の一連の不正問題に関してきわめて厳しい国民の批判があるということを

私たち政府は忘れてはならない、かように考えますと、やはり平素から、どこかにそらした問題が発生する余地があつたのではないか、あるいはすきがあつたのではないかろうか、こうした問題に関しましては、制度、組織、運営のあり方に関

いたまでは四十八しかなかつたわけでございます。

いままでは四十八しかなかつたわけでございまして、他は、うちは株式会社である、うちはこういうような性格であるというふうなことでなかなか手が及ばなかつたのでございますが、今回は特に私も、従来の経緯から申しまして、やはり甲乙の差なく、特殊法人である以上は全特殊法人に監察を及ぼすべきだと考えておりましたが、国会におきましても各々から非常に前向きの、しかも御熱心なるアドバイスをちょうだいいたしまして、

こういう機会にこそ国民も期待し、また国会からもういうアドバイスをちょうだいした以上は、これはやらなくちゃならぬ、かようには存じましたので、いろいろ批判もございました、また抵抗もございました。しかしながら、最終的には各省庁それが協力をしてくれましたおかげで、提出をさせていただきましたという段取りになつたわけでございます。

この法案が幸い成立いたしました場合には、その趣旨にのつとりまして十二分に国民の期待におこなうとする監査を行なうべきということが必要であります。

○錦切委員 組織を改編するためには必ず行政管理局の審査が必要である。いわゆる制度改革については昭和三十八年から全特殊法人が審査の対象になつてゐるのに對して、行政監査の対象は昭和三十二年から公社、公団、事業団についてのみと

なつたままでありますけれども、なぜいままでこの問題が放置されていたか、私は、もうとくに

こういう問題についても行政管理庁としては取り組まなければならぬ問題ではなかつたか、その組まなければならぬ問題ではなかつたか、その点でござりますが、よう申し上げたいのですが、その点についてはいかがでしようか。

○宇野国務大臣 具体的な例を申し上げるとわかれます

ると思いますが、公社、公団、事業団等にはそれが公的的な性格がございました。もちろん特殊法人であるからには、国のすべき仕事を強制的に法律をもつて第三セクターとしての使命を与えておるわけでございますので、歴代行管長官は全部監査の対象にしたいという意欲を持っておられたのであります。たとえば、あのわれわれの大先輩である衆議院議長までなされました保利先生が行管長官のときには、KDDは監査の対象でない、なぜかならば、設置法にその対象になつておらないからであるといふやうな一片のはがきで断つたという経緯等がございます。そうしたことを今日の一つの大きな原因になつたかもしません。

このことを思ひますと、やはり常日ごろから十分に監査を行なうべきということが必要ではなかろうかというわけでございまして、いままでも歴代努力をされたのであります。できなかつたのは、やはり行革ムードというものが今日ほど大なることはなかつた。それが、国会におきましても、逆に叱咤勉励をしていただいたといふ背景があつたから今回はできたのであると私は考へております。

○錦切委員 設置法改正によりまして監査権が拡大されるということでござりますけれども、これについて、伝えられるところによりますと、かなり主務官庁の監督権との関係が問題になつたと

いうふうに伝えられております。それについて大

改正でございますが、設置法の第二条の第十一号

に「前号の監査に關連して」というふうに明記されております。行政監査は国の行政機関の業務の実施状況について行われるものでございますから、その目的を十分果たすためには、各行政機関

の施策と密接不可分の特殊法人についても調査を

お願いしたいというのが趣旨でございます。でござりますから、国の行政機関の特殊法人に対する監督権限は、特殊法人につきまして非常に多様でございますけれども、そこに監査が行われるわけ

でございまして、特殊法人の調査はその行政機関の監督権限の範囲内において調査が行われるといふふうに考えております。法令上そういう仕組みでございまして、特殊法人の調査はその行政機関

の監督権限の範囲内において調査が行われるといふふうに考えております。法令上そういう仕組みでございまして、特殊法人の調査はその行政機関

の監督権限の範囲内において調査が行われるといふふうに御質問でございますけれども、そのように特に密接であろうというものが四十八

年まで歴代努力をされたのであります。できなかつたのは、やはり行革ムードというものが今日ほど大なることはなかつた。それが、国会におきましても、逆に叱咤勉励をしていただいたといふ

背景があつたから今回はできたのであると私は考へております。

○佐倉政府委員 あくまで行政監査に關連して調査をお願いするわけでござりますから、主務官庁の監督権限の範囲内において調査が行われるといふふうに御理解願いたいと思います。

○錦切委員 監査をやるけれども、しかし、いわゆる監督官庁の権限以上にはみ出さない、こういう考え方なんでしょうか。その点はどうでしょ

う。

○佐倉政府委員 あくまで行政監査に關連して調査をお願いするわけでござりますから、主務官庁

の監督権限の範囲内において調査が行われるといふふうに御理解願いたいと思います。

○錦切委員 いまあなたがおっしゃった行政管理

官設置法第二条第十二号の規定の経緯といふ

は、どういうふうな経緯があつたのでしょうか。

○佐倉政府委員 ただいまの御質問は監査に關連してという点にあると思いますが、この経緯は、経緯についてはどうでしょ

う。

○錦切委員 設置法改正によりまして監査権が拡

大されるということでござりますけれども、これ

について、伝えられるところによりますと、か

なり主務官庁の監督権との関係が問題になつたと

いうふうに伝えられております。それについて大

方の理解を得て、今回拡大されたというわけであ

るよう主務官庁の権限がやはり優先する。私ども

の行政監査は、主務官庁の行つております行政の

施策を監査する立場であるといふことの趣旨に御理解願いたいと思います。

○錦切委員 第二条第十一号の規定の経緯という

のは、いわゆる特殊法人がつくられたたびごとに

どんどんと加えられてきた、そういう経緯がある

のじゃないですか。そういうことを私は申し上げ

ているのですが、その点どうなんでしょう。

○佐倉政府委員 従来、特殊法人の監査に關連す

る調査の範囲について順次ふえてきたわけでござります。現在御指摘のとおり四十八入つてゐるわ

けでございます。これらは御存じのとおり公社、公庫、公団、事業団といふ比較的大きい、

法人の事業にもかなり密接に關連しておる、特殊法

人でございますから國の施策に關連することは当然でございますけれども、そのうちでも特に密接

でないかと、いうふうに考へられるものが現在四

十、調査の対象になつているわけでございま

でございますが、政治家として申し上げれば、いかに主務官庁が監督をするのだと申されまして、監督するのは後輩で、されるのは先輩といふような関係が、あるいは一部におきましてはいろいろと問題を起こしたのじやないだろうか。こうしたことを見落とすわけにはまいりません。

り、私は決してそういうそしりはしてもらつては困ると思いますが、別の立場において十二分に厳正、公正に主務官庁の施策のあり方、その効果、そうした点をどんどんと指摘をして、やはりほつておけば官庁というものはすぐに細胞があふえ、肥大化するわけでございますから、そういうところは改善を志す、こういうことで、私は今回の措置は大きな意義があるのではないだろうか、こう考へてメスを入れまして、いやしくも国民の期待に反するような腐敗の部分が起らなりようにして徹底して改めますから、十二分にその点を銘記しながら監察をさせたいと思っております。

○鈴切委員 特殊法人は行政的目的に応じて必要な業務を行うものでありますから、行政の実態を知るには、特殊法人に対する今後監察を実施していかなければ、それは不十分、不完全であるということは、今回の法律を提出された趣旨からいつて私はそうだと思うのですけれども、この特殊法人も百十一ございまして、中に、たとえて言うならばN・H・Kのような公的な言論機関、これに必要以上の監察をするということは、これは言論の自由を奪うものであるとか、あるいは公的機関の監察によってコントロールされるのではないかといふうに懸念された部分がございました。しかし、あえて特殊法人百十一について監察の権限を拡大をしたというその経緯から考えまして、この問題についてはどういうふうな配慮がなされればなりません。だから、今回監察をすると、いわゆる観點に立ちました場合に、例外といふのはありか、それについてお伺いたしました。

○宇野国務大臣 特殊法人、百十一もございますから、まさにその形態は千差万別と申し上げなければなりません。だから、今回監察をすると、いわゆる観點に立ちました場合に、例外といふのはあり

得ない、これが私の考え方でございました。

しかしながら、NHKは特別な存在でございまして、できたら監察があるから、その点に関しましても、できたら監察がなされないといふような御提言も、しばしば直接私になされたこともございまして、たが、やはり国営にするというふうなことは絶対にあり得ない事である。しかしながら、いま監察がいいのかと言えば、これまたそういう問題でもない。そこにNHKの特殊性があるということを考えると、特殊法人なのだからやはり監察の対象にはいたします、ただし、放送法によって保障されておる言論、放送の自由というもの、これはやはり民主主義国家としても一番大きなものである、いやしくもこれが侵されるというようなことがあつてはならないし、現在、郵政大臣としても番組編成にまでくちばしを入れ、手を触れることが許されておらない。

したからいまして、そういう問題を十二分に和らげておきたいとおもふ。それで、郵政大臣のいろいろな権限を持つておられる、その範囲内において監察をするのであるから、決して言論の自由、放送の自由等々を曲げるものでもなければ侵すものでもない、これははつきりこの国会の場を通じて、そのときの長官である私みずからが断言をいたしました。こういうふうに申しておきますか?

ら、どうかそのように御了解賜りたいと存じます。

に在るだけに、私はその気持ちがわからぬけれども、そこで今度百十一の特殊法人をやるということについて、果たしていきの行政管理庁の組織あるいは人員等で十分に納得

のいける行政監察ができるかどうか、これは私、

ちよこと心配な点でございますが、その点についてはいかがでしようか。
○宇野国務大臣 仰せのとおり、行管庁は常に行政改革のために、まず陸より始めよを率先躬行しなければならない役所でございまして、員官もわめいて少のうございます。千五百名未満で九十万人の公務員、また九十万人もいる特殊法人、さらには地方というふうなことを考えますと、現在におきましても非常に少数精銳主義というものがとらわれておる、私はかようにも思ひます。
特に特殊法人は倍になるわけであります。もちろん、昭和五十五年行政の間におきましては大幅削減いたします、二つ新設がございますが。そういうふうなことで、さらに私は特殊法人の整理統合を進めなければならないだらうと思つておるわけであります。が、いずれにいたしましても、従来よりは相当数大きな対象があえたわけでございまして、私いたしましては、現在の機構なり制度なり、そうした上に立つて物を考える場合に、は、その延長線上においては弱音は吐くな、増やしないことを求めることなかれ、非常につらいかしされぬが、がんばつてみろ、とことんがんばつてみて、鼻血の出るところまでがんばつてみるこれを皆さん方に認めていただけるときもあるだらうから、そうした気持ちでひとつ率先垂範をしてもらいたい、こういうふうに言つておる次第であります。
○鈴切委員 この設置法の第四条五項の「実地調査することができる。」ということはどうしたことなんでしょうか。主務大臣の立入検査権との違いはどういうふうに受け取つたらいいのであります。
○佐倉政府委員 まず、その実地に調査するとして調査することができる。」ということはどうしたことなんでしょうか。主務大臣の立入検査権との違いは、どういうふうに受け取つたらいいのであります。
それで実地調査、行政管理庁が第三者の立場

地方というふうなことを考えますと、現在におましても非常に少数精銳主義というものがどちらかともかく思はれる、私はかように思ひます。

特に特殊法人は倍になるわけであります。もちろん、昭和五十五年行革の間におきましては大幅削減いたします、二つ新設がございますが。そういうふうなことで、さらに私は特殊法人の整理統合を進めなければならないだらうと思つておるわけですが、いすれにいたしましても、従来よりは相当数大きな対象があえたわけでございまして、私いたしましては、現在の機構なり制度なり、そうした上に立つて物を考える場合においては、その延長線上においては弱音は吐くな増やさないので、私いたしましては、非常につらいかとされぬが、がんばつてみる、とことんがんばつてみて、鼻血の出るところまでがんばつてみる、それを皆さん方に認めていただけるときもあるだ

○鈴切委員 うから、そうした気持ちでひとつ率先垂範をしてもらいたい、こういうふうに言っておる次第であります。

○佐倉政府委員 この設置法の第四条五項の「実地と調査することができる。」ということはどういふことなんでしょうか。主務大臣の立入検査権との違いはどういうふうに受け取つたらいいのでしょ
うか。

立つて行政監察を行う際の具体的手段でございき、主務官の監督権限の充実を図ること

府がその特殊法人を監督する立場、公正に監督する立場に立つて立入検査が必要な場合に行なうものでございまして、私どもは監督官庁である行政機関の各省庁の監察に関連して行なう調査でございますので、実地調査と立入検査権とは行為が若干似ておりますけれども、その本質は全然違つて、ものだというふうに理解しております。

○鈴切委員 今後の監察行政の業務運営方針について、どういうふうに長官はおやりになつておられるかというお考えでしようか。監察行政の業務運営、この方針についてはどういうふうにやつておられるおつもりですか。

○佐倉政府委員 行政監察というのは、申しますまでもなく各省庁の行つております行政を拝見まして、これを国民の立場に立つて評価し、分析し改善する点があれば勧告するという行為でございます。でございまして、最近の情勢を踏まえて、本年度におきましては、まず行財政の簡化の見地からこれを行なう、これが一つの柱でございます。

二番目に、やはり国民生活に密接に関連する三番目が、やはり行政というのは何といいましても公正がその基本でございますから、特に最もうな施策を取り上げ、これが国民のためになるに考えていく、これを推進していくというの二番目の柱でございます。

本年度は、いま申し上げました三つの観点を要な柱として、いろいろ関連する施策のテーマ十五、六本取り上げて監察を行なっていくという方針にしております。

○鈴切委員 中央計画監察などの場合、監察テ

う、かように思つております

○鈴切委員 私も、農林省の営林局の統廃合は、福田行革において進めてきた、北海道の四局をやつたということもよく知っていますし、それからまた、営林署の經營改善計画について鋭意取り組んでいる、これもよく知っています。知つておりますけれども、少なくとも政府から三十五プロック機関を整理しよう、一括して削減しようという一つの方針が出た以上は、ごね得があつてはいけないのじやないか、あるいはまた、出し惜しみをしてはいけないのじやないか。それがあるならば、結局はそのところからとりでを崩されてしまつて、せつからくの行政改革を進めていくといふその問題が挫折をしてしまうという感じがしてならないわけでありますから、そういう意味において不退転の気持ちで行政管理庁長官は取り組んでおられると思いますけれども、少なくとも三十五プロック機関のきつとしめた決め手についてはやはり明確にしていかなければならぬ、私はこう思うのです。

三十五プロック機関においてもかなりけんけんがくがく、それぞれの立場の人たちがそれを主張されているわけありますけれども、これが今度六月の末に、都道府県段階の地方出先機関の統廃合といふいわゆる現場行政に手が入つてまいりますと、これは非常にまた困難がさらに伴うだらうというふうに思つております。

これをどうやってやるかという問題ですけれども、これをいまのよろに三十五プロック機関個々に検討して、そして出させるという方法、これになりますと、都道府県の地方出先機関は、やり玉に上がつたところについては一齊に反発するだらう。だからそういうことは、たとえば地方出先機関の一連の一律の統廃合ということを考えられるのじやないか。そうしないと、行政管理庁としてはなかなか手に負えない。けんけんがくがくという状態になつて挫折してしまつような感じがするのですけれども、その点については長官、どうお考えで

○宇野国務大臣 行革に臨むに当たりましては、私は、常に毀譽褒貶を念頭に置いてはいけない、また不抜の精神で臨まなくてはならない。幸い党の協力あるいはまた国会の協力、さらには各省庁の協力を得まして、ブロック機関は所期の目的が達成されるであろうと考えております。

今度は地方自治体と一番密接なところにある関係もございますので、したがいまして、恐らく事務の配分をするのかどうなのかという問題も含めて考えていかなければならぬところだらうと思います。府県単位ということになりますと全府県に及んでおります。今回のブロック機関のときには、まことにもって地域ごとに猛烈な陳情合戦がなされたということはもうすでに御承知でございましょうけれども、地方に手をつけますときには、そういうことが私は予想されないわけではございません。しかしながら、ブロックにおきましてもかくがんばつてしまりました以上は、なお一層府県に関しましてもきちっとした理念を持つて、その方針を明らかにしながらやるのならば、国民の方々の御支援というものがあつて必ずやり遂げることができる、私はかよう存じております。

したがいまして、国会の面におきましてもそれぞれ、私もバッジをつけている以上は地元があるわけでございまして、国会の各党を問わず、議員の方々には、あるいは非常に御迷惑をかけるようなこともこのブロック機関の整理においてはあつたわけでございますが、そこを皆にしんぼうしていただきまして、そうして新しい国家行政組織のために、またせい肉を切るために御努力をしていただいたことを私も深く感謝をいたしておりますので、今後もそうした気持ちを抱きながらやつていきたいと思う次第であります。

特に監理委員会といふべテランにこの問題をお任せしたゆえんも、そこにあるわけであります。一行管長官の宇野宗佑だけが考えたのだというではなくして、いやしくも、国会の御承認のものと/or>存在をしている監理委員会の各界各層を代表

する方々の御意見といふものが、恐らくしづり出されるであろう、こう思いますので、私はそれをして尊重する。そこには一切の地域的な利害関係もなければ、あるいは各省省間におけるところの利害関係もない、全く白紙の上にまことに公平厳正に描かれた絵である、私はそのことを期待いたしますので、そうしたことを十二分に国民にも、また地方都市にも府県にも理解をしてもらいたい、そういう気持ちでやつていただきたいと思っております。

○鈴切委員 三十五ブロック機関の統廃合についても、局は廢止をされるけれども、そのかわり支局とかあるいは出張所という形で残され、そうしてとりあえず管理職がわざかに減少するという程度で、ブロック機関の統廃合といつても行政改革をしたという実効的なものは余り上がっていないじゃないか、私はこう思うわけがありますが、政府としても、統合した以上、五年後にこのようになりますという書写真を明確にして、それからやつていかなければならぬと思うわけでありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

〔逢沢委員長代理退席、塚原委員長代理着席〕

○宇野国務大臣 いざれ法案を御審議いただきまして實際に、個々の問題に關しましてもお答え申し上げたいと思いますが、いま御指摘のとおりに、いやしくも看板の書きかえに終わったというふうなことでございましては、これは行革ではございませんので、その点は十二分に心得てやつております。

なおかつ、支局が三つばかりつくられます。これは私よく申すのですが、機械の移動だって大変でございましょうけれども、そこに住んでいる人たち、勤めている人たちのことを考えますと、あしたすぐにおまえさんたちはA地からB地へ行けます。ということも大変なことでございまして、そういう点等を考えました場合には、その間の経過措置として支局というものも必要ではなかろうかとい

うふうなことで、従来、この間御審議を賜りまして、た支分部局のあのでこぼこを調整する法律から考えましても、今までにない新しい機関の場合には当然これは法律でうたわなければなりませんので、三つばかり支局の新設ということに相なりますが、この新設に関しましては、実は五十五年行革の最終年度が五十九年でございますから、五十九年までにこれは廃止するものとする、そういうことを法律に明らかにいたしまして、いわゆるサンセット方式を取り入れて、いろいろ私としては苦労をしながらやるわけでございます。

なおかつ、この間におきましたは、全般的な問題といたしましても約二割の削減等も考えていかなければならぬであろう。もちろん、管理部面においては、統合の場合には二つは要らないから一つになるであろう等等、それぞれの機関の特色、またその地域の特性、そうしたもの考慮に入れながらやっていきたいと思っておりますので、いずれまた法案審議の際にはさらに詳しく御報告し得るようになりますから、おきたいと考えております。

○鈴切委員　今回、十八特殊法人の整理統合を政府の方としては決定されましたが、その十八特殊法人についてはすでに何回も話題に上ったものばかりで、実際には目新しいものは余りないようです。私も調査をしてみましたが、昭和三十九年の臨調答申あるいは行政監理委員会の意見あるいは閣議決定、閣議了解等で指摘したものが実際に何ら措置をされないままにきているという点がございます。いまここで一々その名前を申し上げるのは余りにも時間がございませんけれども、五十四年の十一月三十日までに臨調答申あるいは行政監理委員会の意見、閣議決定、閣議了解されたものが全部で四十九法人、その中で、今回の政府決定の特殊法人合理化案を含めても、何らかの措置をされたものはわずかに二十八法人しかないわけです。残された二十一特殊法人はもはや全然、どういうふうな経験をたどったのかわからないままに現在きているわけでありますけれども、

も、この問題、このままほっておくつもりなんでしょうか。

○宇野国務大臣 確かに、臨調以来しばしばあらゆる機関からノミネートされながら、まだ生き延びておるというふうな特殊法人もございます。今回は十八でございますが、決してこれには私は満足いたしておりません。だから二つの方法を用いたいと思います。

その一つは、たとえば一つの役所から、あの特殊法人に関しましてはすでに臨調でリストアップされておりますが、地元が反対でござりますからなかなかできません、こう地元へ責を転嫁するというふうな傾向がございますが、この点私は、近くみずから歩きまして、地元の意見を十分聞いて、そして本当に反対を許していいのか、それとも地元にまた考へてもらつた方がいいのか、これもやらなければならぬのか、かように存しております。そういうふうな法人がある程度ございます。そのほかには、もうすでに臨調というものから十五、六年もたつたわけでございますから、経済情勢もまた社会情勢もがらりと変わっております。だから、そのときリストアップされたままの姿の整理統合がいいのか、廃止がいいのか、これもまた問題ございますから、私はこの際に、今まであれでも言われた、これでも言われた、それで生き延びておる、こんなことはいつまでなましても、やはり国民の御期待にこたえることはできない、かようにも思いますが、先ほども岩垂さんにお答えいたしたのであります、臨調といふものを一つの下敷きにしながら整理をしてしまって、そして今回の五十五年行革というものが新しい一九八〇年代の下敷きになるよう考えたので、こう思つておりますので、抜本的な、基本的な特殊法人のあり方等に関する問題に取り組みたは、もう早々に、小規模でございますが研究会を開きたい、こういうふうに考えておる次第であります。

に、臨調答申あるいは行政監理委員会等の意見の中においては、その当時の特殊事情からもう何らかの変化があつたものもあり、当然再検討をする必要のあるものもあるかもしませんけれども、私は好ましくない。それは好ましくない。そのときの時点から変化したために、たとえば必要になったというならば、それはそれなりに理由が立つであろうし、また、指摘した内容が改善されたというならば、どういうふうに改善されたか、少なくともいままで指摘をされながら何も措置をされないではほつたらかしにしてあるということに問題があるのでほつたらかしにしてあるので、その点については少なくとも今までの整理をしてここで一つの線を引く、こう判断してよろしゅうございましょうか。

○宇野国務大臣 私は、ぜひともやはり一つの線を引きたい、かようになります。中には民間へ下つてもらうものもありましようし、あるいはまた合同してもらうものもありましようし、あるいはむしろ地方で育ててもらつた方が適當なものもあるかもしませんが、いずれにいたしましても、過去指名されたものはこの際ざつと一回、私いたしましてはやはりきつとおきたい、こういうふうに思う次第であります。そこら辺までやらないことに、やはり特殊法人の行革という名に値しないのではないか。

だから私は、五十五年の、本年度の行革といふものを、十五、六年前の行革にかわる新しい一つの下敷きとしてきちっとしたい。また、その統廃合、整理は、あるいは何年になるかもしませんが、その辺もきつとして、そしてやはり決めるものは決めていきた。特に閣議決定が決して無為なものではないわけでございますが、言うなれば日付を入れない手形をみんな出しておったわけですがござりますから、この辺を私といたしましては特に今回は厳しくみずから戒めまして、全部手

形の日付を入れるようになります。さらにこれを進めるためには、法律にするというふうな段取りもこれはまた考へていかなければなりません。ただ、地方ブロックの場合にはそれがその省庁の一本化した法律で御審議をお願いできるのであります。特殊法人の場合、そういうふうになりますと、さらに現実的な確実なものを使える必要があるのじゃないかと思うのであります。やはり法制局といろいろ検討いたしましたが、特殊法人の場合にはそれ設置目的が別であり、そんなことで一本ずつというような法律に相なりますので、こちらにも、一つの確実な手形、日付を入れるという面におきましては、いささか世論から疑問視される面もあるわけでござりますが、しかし、今までとは違うだけの日付を入れたということは、閣議決定をいたしましても従前に見ない決定をしたということだけはひとつ御了解賜りたいと思います。

○鈴切委員 五十五年三月に行政管理庁としては特殊法人の調査結果というものをまとめられました。これはそれなりに意欲的で結構だと私は思うわけでありますけれども、各特殊法人の組織、主要事業の実績、資本金等の実態を取りまとめて問題点を拾い上げられまして、それをもとにして改善意見を具申したようであります。運営改善については十四、それから統廃合の十八は、それは各省庁から出されたものをさらに検討の資料としてやられたというふうに思ひわけでありますけれども、私は、これじや十分ぢやないだろ、まだまう少し、時間がなかつたらこの程度で一つの資料にしたというふうにしか思えないのであります。もつともつところいう問題を深く、そして実態を調査するには、項目的にももつと広げませんと、なかなかこれだけのことと行政管理庁が切り込んでいくなんという、そういう資料の提出にはなつていいのぢやないか。もうちょっととさらに実態を調査する必要があるのでないか。そのためには、特殊法人の百十一を総点検というわ

けではありませんけれども、それぐらいする気持ちはございませんでしょうか。

○宇野國務大臣 この間まとめて予算委員会に提出いたしました資料、確かに、私もながめまして、もう少しきり込んでほしいなという面も多見出しておりますが、従来までの特殊法人に対する調査等々が先刻来局長からお話をいたしましたようなことでありましたので、当然今からは監察が強化された。そして全特殊法人が対象であるからには従前の調査とまた趣を異にいたしまして、さらに詳しいものが掘り出されるのではないかと私も考えております。しかし、少数スタッフでございますので、私も最近はあれもやれこれもやれと言って、相当いろいろな難題を私自身が行管の役人に出しているような次第でござりますが、御趣旨の点に関しましては十分に心得ながら、やはり考えていかなければならないと思っております。

○鈴切委員 特殊法人のこれから調査について

は、もちろん局内においてもプロジェクトを組み

ながらやるということも必要でございます。

しかし、民間人あるいは有識者の方にお願いをし

て研究してもらいう政府の考え方もこの間述べられたようありますけれども、行政改革につ

ながらないというような調査研究であったのでは

意味がないだろう。かつて昭和三十九年の臨調答

申のような大型プロジェクトで行政改革について

は大変に事細かに調査をした、そういう経緯

もあるわけありますけれども、そういうような

大型のプロジェクトをいまここでつくって、そして時間的に間に合わないというようなことではど

うかと思ひますけれども、かなり権威のあるプロ

ジェクトとして、あるいはまた小回りのきく範囲

にとどめて少数精鋭主義、短期間に結論を出させ

るというような方向で検討されているのか、その

点についてはどういうような御構想がありましょ

うか。

○宇野國務大臣 特殊法人の基本的問題に関しましては、先ほどもお答えいたしましたが、近く研

究会を発足して半年ぐらいでやつてもらいたい、かよう存じておりますが、行革全般、いわゆる中央省庁も含めて今後いかにあるべきかというごとにありますと、いま仰せのよう一つの大仕掛けなものも必要ではないかと私は考えておりまます。もちろん、それはごく短期間と言いましても非常にむずかしいと思います。

たとえば私の私見でありますと、今日ブロック機関の整理をいたします。そのブロック機関といえども一ヵ所に十も二十もある例がございます。

それはほとんど一つの建物に入つておるわけですからだれかブロックの長がいたらいのじやないか。いま局長がそれぞれるが、廃止して長がい

か。いまの立場でござりますが、さてその長はどういう資格の人物を備えつけらるかということになれば、勢い中央

との関連も出てまいりましようし、役人としてのポジションの資格の問題も出てまいりましよう

し、そういうふうに考えてまいりますと、いまぐぐに手を染めてできるものじやないわけであります。

これはやはりいろいろな角度から勉強していかなければならぬと思ひますと、とりあえずはいま四本の柱に懸命に取り組んでおります。

そしてこれをできるだけ行革としては肉づけをして内容にしたい、こう思つておりますので、そ

の次の段階まで、ある程度長期にわたる問題でも

な定義づけといいうものがこれから非常に大切になつてくるわけですが、その点についてはいかがお

考えでしよう。

○宇野國務大臣 具体的法人名を挙げますと、また問題になるかと存じますが、幾つかの法人

はいまおっしゃるような考え方で整理をした方がいい、私はかように考へております。そ

ういふ感觸を持っています。できるだけない方がよろしい。そして国として本当に必要なものを第三セクターとしてやっていくというところに特殊法

人の意義があろうと思います。だから、本当に特殊法人として懸命の努力をしている特殊法人もあるにもかかわらず、何か常に問題とされる法人も

ありますから、また迷惑な話ではなかろうかと考

えておるような点もござりますので、そうした点

におきましては、やはり特殊法人の使命に照らしまして、時代のニーズに照らしましてきちっとし

た整理をすることが必要だ。

ただ、われわれがブロック機関をなさりますと

すぐにそういう話が飛んでまいりまして、なぜこれをしないんだ、しないんだ、こういうふうにい

るいろいろなところで言われたり書かれたりします

と、国民党はさっぱりわからない。一体全体いま政

府は何やっておるんだ、こうなりますから、いま私がその一つの答えを導き出すにいたしまして

なおかつ、会計等々に関しましても、特殊法人

である以上はやはり一つの事業をなしていくわけ

でありますから、一般的な会計ではなくして、民

間の経営原理も導入するというぐらいの努力がな

される会計でなくちやいかな私は思うのです。

たとえば株式会社特殊法人がござりますが、中に

は日航のように上場されているものもございま

す。もちろん、それはごく短期間と言いましても

非常にむずかしいと思います。

たとえば私の私見でありますと、今日ブロック機関の整理をいたします。そのブロック機関といえども一ヵ所に十も二十もある例がございます。

それはほとんど一つの建物に入つておるわけです

からだれかブロックの長がいたらいのじやない

か。いま局長がそれぞれるが、廃止して長がい

か。いまの立場でござりますが、さてその長はどういう資格の人物を備えつけらるかということになれば、勢い中央

との関連も出てまいりましようし、役人としての

ポジションの資格の問題も出てまいりましよう

し、そういうふうに考えてまいりますと、いま

ぐぐに手を染めてできるものじやないわけであります。

これはやはりいろいろな角度から勉強してい

かなければならぬと思ひますと、とりあえずは

いま四本の柱に懸命に取り組んでおります。

そしてこれをできるだけ行革としては肉づけを

して内容にしたい、こう思つておりますので、そ

の次の段階まで、ある程度長期にわたる問題でも

な定義づけといいうものがこれから非常に大切になつてくるわけですが、その点についてはいかがお

考えでしよう。

○宇野國務大臣 具体的法人名を挙げますと、また問題になるかと存じますが、幾つかの法人

はいまおっしゃるような考え方で整理をした方がいい、私はかように考へております。そ

ういふ感触を持っています。できるだけない方がよろしい。そして国として本当に必要なものを第三

セクターとしてやっていくというところに特殊法

人の意義があろうと思います。だから、本当に特

殊法人として懸命の努力をしている特殊法人もあ

るにもかかわらず、何か常に問題とされる法人も

ありますから、また迷惑な話ではなかろうかと考

えておるような点もござりますので、そうした点

におきましては、やはり特殊法人の使命に照らしまして、時代のニーズに照らしましてきちっとし

た整理をすることが必要だ。

ただ、われわれがブロック機関をなさりますと

すぐにそういう話が飛んでまいりまして、なぜこ

れをしないんだ、しないんだ、こういうふうにい

るいろいろなところで言われたり書かれたりします

と、国民党はさっぱりわからない。一体全体いま政

府は何やっておるんだ、こうなりますから、いま私がその一つの答えを導き出すにいたしまして

なおかつ、会計等々に関しましても、特殊法人

である以上はやはり一つの事業をなしていくわけ

でありますから、一般的な会計ではなくして、民

間の経営原理も導入するというぐらいの努力がな

される会計でなくちやいかな私は思うのです。

たとえば株式会社特殊法人がござりますが、中に

は日航のように上場されているものもございま

す。もちろん、それはごく短期間と言いましても

非常にむずかしいと思います。

たとえば私の私見でありますと、今日ブロック機関の整理をいたします。そのブロック機関といえども一ヵ所に十も二十もある例がございます。

それはほとんど一つの建物に入つておるわけです

からだれかブロックの長がいたらいのじやない

か。いま局長がそれぞれるが、廃止して長がい

か。いまの立場でござりますが、さてその長はどういう資格の人物を備えつけらるかということになれば、勢い中央

との関連も出てまいりましようし、役人としての

ポジションの資格の問題も出てまいりましよう

し、そういうふうに考えてまいりますと、いま

ぐぐに手を染めてできるものじやないわけであります。

これはやはりいろいろな角度から勉強してい

かなければならぬと思ひますと、とりあえずは

いま四本の柱に懸命に取り組んでおります。

そしてこれをできるだけ行革としては肉づけを

して内容にしたい、こう思つておりますので、そ

の次の段階まで、ある程度長期にわたる問題でも

な定義づけといいうものがこれから非常に大切になつてくるわけですが、その点についてはいかがお

考えでしよう。

○宇野國務大臣 具体的法人名を挙げますと、また問題になるかと存じますが、幾つかの法人

はいまおっしゃるような考え方で整理をした方がいい、私はかのように考へております。そ

ういふ感触を持っています。できるだけない方がよろしい。そして国として本当に必要なものを第三

セクターとしてやっていくというところに特殊法

人の意義があろうと思います。だから、本当に特

殊法人として懸命の努力をしている特殊法人もあ

るにもかかわらず、何か常に問題とされる法人も

ありますから、また迷惑な話ではなかろうかと考

えておるような点もござりますので、そうした点

におきましては、やはり特殊法人の使命に照らしまして、時代のニーズに照らしましてきちっとし

た整理をすることが必要だ。

ただ、われわれがブロック機関をなさりますと

すぐにそういう話が飛んでまいりまして、なぜこ

れをしないんだ、しないんだ、こういうふうにい

るいろいろなところで言われたり書かれたりします

と、国民党はさっぱりわからない。一体全体いま政

府は何やっておるんだ、こうなりますから、いま私がその一つの答えを導き出すにいたしまして

なおかつ、会計等々に関しましても、特殊法人

である以上はやはり一つの事業をなしていくわけ

でありますから、一般的な会計ではなくして、民

間の経営原理も導入するというぐらいの努力がな

される会計でなくちやいかな私は思うのです。

たとえば株式会社特殊法人がござりますが、中に

は日航のように上場されているものもございま

す。もちろん、それはごく短期間と言いましても

非常にむずかしいと思います。

たとえば私の私見でありますと、今日ブロック機関の整理をいたします。そのブロック機関といえども一ヵ所に十も二十もある例がございます。

それはほとんど一つの建物に入つておるわけです

からだれかブロックの長がいたらいのじやない

か。いま局長がそれぞれるが、廃止して長がい

か。いまの立場でござりますが、さてその長はどういう資格の人物を備えつけらるか

か

つたならば、五十五年行革を契機としてこれから銘意特殊法人の整理統合を第二弾、第三弾、第四弾、こういうふうにおやりになるのではないか、こういうふうに思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○宇野国務大臣 今回の十八に関しましては、一応五十五年行革の最終年度が五十九年でございますので、五十九年までに全部やるということになります。六十一年が任期というものは東北開発株式会社、これは五十年の任期で、六十一年、それをも何とか考えてもらいたいものだというふうなことでいろいろと検討しておる、その課題は一つございます。しかし、まだこれに関しましても問題はございましょう。

そこで、私が五十五年行革ということをえて名づけたゆえんは、いままでは臨調だと監理委員会案だとかいろいろな機関の案が出ておりまして、一体いつ、だれが、どこで、何を言ったのかわからぬ、そういうことがごちやまぜになりましていろいろと問題があつたわけでございますから、統合整理する意味におきまして、半年内に基盤を置いていくという形に今後変わつてきません、案外調査がいかないままに、民間移行あるいは整理統合というような問題で、いま現在論議等が醸し出されているような問題等が出てくるわけだと思います。

○鈴切委員長代理 どうぞお話を

にもそういうことで必要があるならば特殊法人の整理統合をやつていこう、こういうお考え方、私もども三分の一を整理統合できるという確信のもとに申し上げた、その線にかなり近くなっていることにについては評価するにやぶさかではないわけであります。

そこで問題は、政府が今回やつたような特殊法人十以上の所管庁については二つ、それ以下については一つという包括的な一律方式をとられたわけでありますけれども、今後それをおやりになることはむしろ非常に困難な事態になつてくるのではないか。

それよりも、実態調査をした上においてねらい等が醸し出されているような問題等が出てくるわけだと思いますので、その点については、これらの方針を出させるという形をとられたわけですが、その点についてはどうですか。

○宇野国務大臣 確かにおつしやるとおりだと思います。

○鈴切委員長代理 たがいまして、十二月にやりましたのは、たかだか五十日程度しか日がなかつたものであります。したがいまして、そこにも従来から

の懸案事項として一つの提案をございましたから、そういう線に沿つて一省庁一つ以上とか二つ以上、そういうふうな方途をとつたのですが、あれは各省庁ともに今回の行革には参加してください、目とぼしいたしませんよ、参加してくださいといふ一つの意義があつたと思うのでございます。しかしながら、単に二十あるからだめだとかれはかかるべきである。だから、五十五年行革であれば五十六年行革あり、その廃止だと整理は、たとえ先付になりましてもその原案をはつきりと閣議において決定をするというのは、そうした考え方から出たというわけでございますので、いま御意見どおりに私も考えておる、こういうふうに御了解賜ればいいと思います。

○鈴切委員長代理 御了解賜ればいいと思います。

○鈴切委員長代理 まず、五十五年行革に

本的な問題で答えが出れば、五十五年行革におけるかましまして、特殊法人の整理統合、再編成はあるものである。また、五十六年度やつてもらってそなへはかかるべきである。だから、五十五年行革は、それが五十六年行革であり、その廃止だと整理は、たとえ先付になりましてもその原案をはつきりと閣議において決定をするというのは、そうした考え方から出たというわけでございますので、いま御意見どおりに私も考えておる、こういうふうに御了解賜ればいいと思います。

○鈴切委員長代理 御了解賜ればいいと思います。

度は入園料といいますか、それも高くなるだらうし、そういうことになつてきますと、今までよりも大変に言つたならば後退ということになる。これも実際には、今回の特殊法人の一局削減の中でも犠牲になつた一つではないかと私は思うのです。実態を調べておきますとかなり問題があるようあります。だから、一律削減ということは今後大変に問題を残す。

かつて一省一局削減のときにやり玉に上がつたところ、それからまだ余り年を経ない今日、もうすでに必要であるがゆえにその局があふえきているというところはどうございませんでしょうか。

○加地政府委員 四十二年に行いました一省一局削減のその後の復活の問題でござりますが、こ

れは御承知のようになります。

法務省の訟務局、もう一つは外務省の中南米局、

この二つがいわば一局削減の対象になつたもので

あって復活したということが言えようかと思いま

す。ただ、先ほどから、大臣からも重々申し上げ

ておりますように、いすれも復活に際しまして

は、行政機構全体の膨張抑制という趣旨が一局削

減の趣旨でございましたし、また、今日行政改革

を進めながらやっている趣旨でございまして、そ

の局の復活に見合うあるいはそれ以上のスクラッ

プを求めてきたというのが実態でござります。

○錦切委員 いまあなたがおっしゃつたように、

一省一局削減のときにやり玉に上がつたのは法務

省の訟務局、外務省の中南米局、これはもういま

の時点になれば確かに必要だという感じもないわ

けではありませんけれども、しかし、それは一省

一局削減という一律的なとらえ方をした、一つの

やり玉に上がつた言つたならば局であつたわけであ

ります。こういうふうなことになりますと、いま

非常に風当たりが強いから、行政改革の姿勢

を示すけれども、しかし、この行政改革といも

のが組上に上らないような状態になつたときに

は、国民の合意のもとに納得した行政改革がなさ

れないということになると、これはまた当然復活

してくる、そういう懸念が多分にあるわけであり

ますけれども、その点についてはいかがでしよう

か。

○加地政府委員 行政改革を現在あるいは二、三

年前から進めておりますが、行政改革を進める、

進めないにかかわらず、政府全体の方針としまし

ては行政機構の膨張は常に抑制しなければいけな

い、こういう考え方があるわけであります。先ほど

申し上げた訟務局の設置は昭和五十一年でございましたが、その時点からもそういった膨張抑

制の懸念的な努力を進めておるわけであります。

それから、今回の行政改革につきまして先ほど

来長官から御説明申し上げておりますように、膨

張の抑制よりもさらに積極的に行政機構の整理、

縮小、合理化、こういうことを進めておるわけで

ありますと、御懸念のような新しい局の設置なり

法務省の新設に当たって、それが安易に膨張とい

う形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 今回の特殊法人の整理合理化に基づ

いて、昭和五十五年度にはどれだけの財政効果が

生まれるかという問題、また、昭和六十一年度ま

での政府が決められた合理化案に基づいてどれだ

けの財政再建に寄与する財政効果が生まれるかと

いうことでありますけれども、これは具体的には

どういうふうにお考えになり、またどういう数字

が出ましようか。

○加地政府委員 しばしば今回の行政改革の財政

効果といふことで御質問をございましたし、現に

予算委員会には提出を申し上げましたが、具体的

な数字で申し上げますと、とりあえず五十五年度

の予算やあるいは事業費に対します節減効果とい

たしましては、一つは補助金の整理合理化の問題

でございまして、これが千六百六十七億でござい

ます。それ以外に、五十五年度の定員削減とい

ますけれども、その点についてはいかがでしよう

か。

これが約二百九十九億等々が主なものでございまし

て、全体として二千二百七十億円が節減効果とし

て挙がつておるわけでござります。

なお、今回の行政改革、御承知のように、五十

五年行革ということで約五年間を中途に計画を立

てるわけでありますから、その中で確実に見

込まれるものをおさらい形で拾つてしまります

と、約五千百億という形になるわけでありまし

て、この関係の資料につきましては、すでに予算

委員会にも御提出を申し上げておるところであり

ます。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

けであります。同じ機構をくつづけて一つにする

形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 今回の特殊法人の整理合理化に基づ

いて、昭和五十五年度にはどれだけの財政効果が

生まれるかという問題、また、昭和六十一年度ま

での政府が決められた合理化案に基づいてどれだ

けの財政再建に寄与する財政効果が生まれるかと

いうことでありますけれども、これは具体的には

どういうふうにお考えになり、またどういう数字

が出ましようか。

○加地政府委員 しばしば今回の行政改革の財政

効果といふことで御質問をございましたし、現に

予算委員会には提出を申し上げましたが、具体的

な数字で申し上げますと、とりあえず五十五年度

の予算やあるいは事業費に対します節減効果とい

たしましては、一つは補助金の整理合理化の問題

でございまして、これが千六百六十七億でござい

ます。それ以外に、五十五年度の定員削減とい

ますけれども、その点についてはいかがでしよう

か。

これが約二百九十九億等々が主なものでございまし

て、全体として二千二百七十億円が節減効果とし

て挙がつておるわけでござります。

なお、今回の行政改革、御承知のように、五十

五年行革ということで約五年間を中途に計画を立

てるわけでありますから、その中で確実に見

込まれるものをおさらい形で拾つてしまります

と、約五千百億という形になるわけでありまし

て、この関係の資料につきましては、すでに予算

委員会にも御提出を申し上げておるところであり

ます。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

けであります。同じ機構をくつづけて一つにする

形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

けであります。同じ機構をくつづけて一つにする

形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

けであります。同じ機構をくつづけて一つにする

形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

けであります。同じ機構をくつづけて一つにする

形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

けであります。同じ機構をくつづけて一つにする

形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

けであります。同じ機構をくつづけて一つにする

形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

けであります。同じ機構をくつづけて一つにする

形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

けであります。同じ機構をくつづけて一つにする

形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

けであります。同じ機構をくつづけて一つにする

形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

けであります。同じ機構をくつづけて一つにする

形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

けであります。同じ機構をくつづけて一つにする

形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

けであります。同じ機構をくつづけて一つにする

形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

けであります。同じ機構をくつづけて一つにする

形で復活するということはないと私どもは考へて

おりましても、その問題の取り扱いにつきましては

政府なり行政管理庁が常に毅然とした姿勢でそ

れからもそういう方針が貫かれる、こういうふう

に考えております。

○錦切委員 結局、今回の政府の特殊法人の整理

案というのは、廃止をするというところがほとん

どなくて、統合するという形を実はとつておるわ

むつりでございます。なお、いま申し上げまし

た法人に関しましては、近く私みずからが現場に

行く予定をいたしております。

○鈴切委員 いま行管局長官が言われました開発

公園についても、確かに当初は林道を開発すると

いうことであつたわけですね。ところが、いまや

大型林道という名前のもとにさらに奥地の開発を

というようなことに変わつておるわけです。

だから趣旨、目的がずっと変わつてしまつ

て、さらにそれが生き長らえようとするようなこ

とに対するチェックをしなくてはならないだろ

う。少なくともその目的が達成された場合におい

ては、その時点において特殊法人である以上は何

らかやはりめどをつけて、さらに政府として施策

の上においてやらなければならないということでお

るならばまた考へなければならぬ。それを、

生き長らえるために新たなものをつくるという傾

向が出てくるような感じがするので、その点につ

いてはぜひ目を配つていただきたいと思う点であ

ります。

それからまた、たとえば余り事業効果が上がら

ない、効率が上がってしないのにどんどん出張所

とかあるいはそういう人員をふやしたりしている

というようなところも、調べてみますといろいろ

あるわけですね。それについてはきちつと目を配

つていただきないと、事業効果も上がっていない

のに出張所が多くできたりあるいは人員がどんど

んふえてくる、こういう傾向もなきにしもあるはず

でありますけれども、その点についてはどうお考

えでしょうか。

○宇野国務大臣 そういう面も私も例をよく存じ

ております。したがいまして、そうしたことのな

いように今後も内容的な改善を図るところははつきり図らしていきたいと考えております。

○鈴切委員 これは官房の方になるのでしお

か、現在の特殊法人の常勤役員の総数はどれだけ

でしょうか。

○栗林説明員 現在の特殊法人百十一の常勤役員

は、一月一日現在でございますが七百八十八人で

ございます。

○鈴切委員 そのうち国家公務員退職後直接役員

に就任した人數と総数に対する割合、あるいは残

りのうち直接ではないけれども民間法人等の部外

の職を経歷して特殊法人の役員になった国家公務

員の経験者数と総数に対する割合はどうなつてい

までしょうか。

○栗林説明員 国家公務員から直接特殊法人の役

員に就任いたしました者が三百一十三人でござい

ます。四一%でございます。

それからそれ以外で、国家公務員から民間など

に参りましてそれから特殊法人の役員に就任いた

しました者が百六十一名 約二〇%でございま

す。

合計いたしますと四百八十四名で約六一%とい

うことになるわけでございますが、先生いま御指

摘もございましたように、この中には相当長期に

わたつて民間に行つてから特殊法人の役員に行つ

たという者も含めての数字でござりますので、念

のため申し添えさせていただきたいと思います。

○鈴切委員 政労協の白書によりますと、天下り

の官僚の実態が大変明確に出ているわけでありま

すけれども、その中で特に問題になつて、いるの

は、日本住宅公團あるいは首都高速道路公團、水

資源開発公團、阪神高速道路公團、農用地地開発公

団、国際協力事業団、これらいわゆる天下りは

目に余るということが言われているわけでありま

すけれども、どういう割合で、何%くらいであり

ましようか。

○栗林説明員 いま個別の法人のいわゆる天下り

と申しますが、國家公務員からそれらの法人の役

員に参りました役員の人数、あるいは割合をそれ

ぞの法人についてはじいているわけではござい

ませんけれども、私ども承知している限りで、い

ま持つております限りで、ものによりましては、

たとえば全員国家公務員から行つてあるものご

ざいます。それからそのほか九割あるいは八割ぐ

らいのものもござります。

これらのものにつきましては、全体として、つ

まり総特殊法人、全体特殊法人の総役員数につい

ては国家公務員の出身者を半数以内にとどめよう

ということで、閣議了解を昨年の十二月にやつて

いたいたわけですがけれども、個別の法

人につきましては、それぞれの業務の実態その他

特別の事情もございますので、それを踏まえながら

全体的に閣議了解の線に近づけるように努力し

ていきたいというふうに考えておるわけあります。

○鈴切委員 いま私が申し上げましたのは、あな

たもおっしゃつたとおり、一〇〇%天下りのところ

もあるいはあるいは八〇%、いずれにしても八〇

%以上天下りだといふところを政労協の調査の中

から拾つてお話を申し上げたわけですね。ですか

ら、本当に天下りの巣窟だと言われるような特殊

法人であるわけです。

そこで、五十四年の十一月十八日、閣議了解で

「特殊法人の役員について」具体的に「国家公務

員からの直接の就任者及びこれに準ずる者をその

半数以内にとどめることを目標とする。」とともに

五十四年十一月閣議決定による統廃合関係十

八法人を除いて、常勤役員総数の少なくとも一割

の削減を行なことを決定したと言うけれども、ど

ういう削減方式をとられるつもりなんでしょうね

か。

○栗林説明員 先生おっしゃいましたように、昨

年の十一月十八日の閣議了解におきました、常勤

役員の縮減を決めておるわけでございます。その

方法でございますが、これは「省庁ごとに主管法

人の常勤役員総数の少なくとも一割を縮減する。」

ということです、どの法人からどういうふうに具体

的で縮減していくかということは、各省庁でその

法の業務の実態などをよく見てもらいまして、

そこで具体的な計画をつくり、それを実行に移し

ていくということにしております。

それで実際のやり方をいたしまして、原則とし

て、ことしの四月一日以降役員の任期が満了しま

した際に後任を補充しないという方法で、三年間

を目途に実施していくというふうなことで、それ

ぞれ具体的にやり方をいま検討し、実行に移し

つあるという状況でございます。

○鈴切委員 そうしますと、各主管庁に所属する

特殊法人の中から、それを一割というのは、そ

う中をいろいろと検討した上において一割とい

うことであつて、結局一割削減できないところも

あるでしょうし、あるいは三割、四割削減できる

ところもあるでしょうし、いろいろあるわけです

けれども、言うならば各省庁の努力目標である、

こういうふうに判断していいのでしょうか。

○栗林説明員 これは各省庁の主管している法人

で常勤役員数がある人数あるわけでございます。

が、それに一割掛けた人数というものは単なる努

力目標ではなくて、閣議了解によつて定めたもの

でございますので、これは確実に実施してもらら

うことがあります。具体的などの法人から

どういうふうに減らしたらいいかというところ

は、一番実情をよく知つております主管省庁が判

断して決めてもらうといふうにしております。

○鈴切委員 昭和四十年の五月十四日、「公庫公

團等役員の選考について」閣議口頭了解がなされ

たわけでありますけれども、役員の在職期間同一

ポストについて「は、役員の在任は原則として六十五歳

まで、ただし総裁、副総裁等は七十歳までとする。」

とともに、在職期間はおおむね六年、総裁、副総

裁等は八年になつておるわけであります。四十年

と五十二年では大分ニュアンスが違うわけであり

ますけれども、役員の在職期間は同一ポストにつ

いておおむね八年を限度とするというのと、在職

期間はおおむね六年との考え方の違いといふうの

ことは、どういうふうに判断したらいいのですか。

○栗林説明員 先生おっしゃいました昭和四十年

のときのおおむね同一ポスト八年というのと、た

とえばある特殊法人の理事なら理事であります間

についてまず八年、したがつて、また違うポス

ト、副理事長とか理事長になった場合には別に勘定するというふうなことで、その期間をそれぞれ八年というふうに限度を考えておつたわけでござりますが、現在考えておりますのは大分違います。

非常に厳しいやり方になつております。

おおむね六年と申しますのは、まず第一に八年

では長過ぎるので、少なくとも総裁とか副総裁でございません一般の理事、監事につきましてはこ

れを六年に縮めたということと、さらに同一ポス

トということではございませんで、ポストが変わ

りましたらそれは通算して六年というふうなこと

で、「一重の意味で相当厳しくなつている」というこ

とが違いかと思います。

○鈴切委員 特殊法人の役員の任命は、総裁、副

総裁等に限つて言えば各主管大臣が行うことになつておりますけれども、いままでは任用行為の解釈があいまいであります。だから、正しく運用されていないないた

めに在任期間等の適正化で問題を生じてきたわけ

であります。これは私はあいまいにしておくべき

ではない。だから、何か政府として法的な規制

を設けてこの問題について対処をするという考

方はございませんでしょうか。

○栗林説明員 役員の任命につきましては、一般

的に主管大臣が行うというふうなことで法律に

定められておるわけでございます。主管大臣はあ

らゆる観点から検討し選考を行つて任命しておる

たりまして、やはり各特殊法人に共通するいろいろな留意事項と申しますか問題があると思われま

すので、先ほど来先生おつしやいました長期留任

の問題でござりますとか年齢でござりますとか、

設けるということでやつてきておるわけでござ

まして、運用上の基準でござりますので、法律に

なじむというよりは、むしろ実行上各省に対しても拘束力のある閣議決定というふうなことで現

在やつておるわけでございまして、その点につい

ては法律のたてまえと運用上の問題ということで適正に行われ得るものというふうに考えております。

○鈴切委員 そもそも運用上の問題があいまいだ

といふことで問題になつてきておるわけであります。

ですから、そういうところで、やはりここで明確に

しておきませんと、特殊法人の役員が生き長らえ

るなんということも出てくるわけでありますか

ら、当然この問題についてはもう少し運用の方針

について内閣で議論をして、そしてこれに対処す

るような方向を見出していきませんと問題が残っ

てしまふんじやないですか。

○鈴切委員 運用の問題をいたしまして国会等

でも種々批判もあつたわけでございますが、そり

いつた状況で、私どもとしては、特に昭和五十二

年十二月に閣議決定で運用方針を決めて以来、

も、そういつた皆様方の御意見も踏まえまして、

それで昨年の十二月にまた新しい閣議決定、閣議

いただいたわけでございます。

たとえば天下りの問題にいたしましても具体的的

な数字といいますか割合を決めるとか、あるいは

長期留任、それから高齢者の問題にしましても一

層厳しく運用する、そのほかいわゆるたらい回し

といった問題についても、これも従来よりも非常

に厳しいかうで運用するということで具体的的

に決めていただきましたので、これによつて十分

その厳正な運用は図られるというふうに考えてお

ります。

○鈴切委員 国家公務員は総定員法によつて定員

が決められておるわけでありますけれども、特殊

法人の場合は六年間で六万人が純増しているとい

うような状態です。私は、やはり特殊法人の器を

小さくするために整理合理化することは当然であ

るけれども、人員の定員削減について政府として

は五年間で一万八千三百人くらいの削減というふ

うものはある程度決められないものでしようか

ね。総定員法すでに国家公務員は決めているわけですけれども、一万八千三百人というの是非常に少ないような感じがするのですが、これについてはどうお考えでしようか。

○加地政府委員 御承知のとおり、国家公務員につきましては厳しい定員管理をやつておるわけであります。

国家公務員につきまして定員削減計画を

政府として閣議決定いたしますと、同時に、そ

の際にやはり特殊法人もこれに準じて定員削減を行つます。

特殊法人は、御承知のように業務が非常に

千差万別でございますので、やはりそいつた特

殊法人の経営の実態に応じて国家公務員に準じて

措置をする。こういうことを従来から決めてま

つておるわけであります。大体そいつた閣議決

定の趣旨に沿いまして、特殊法人におきましても

定員の削減が行われてきているわけであります。

ただ、いま御指摘のよう、全体として見た場

合にふえているではないかというお話をございま

すけれども、特殊法人は御承知のように非常に

いろいろな事業をやつしております。主としてふえ

た要因は、たとえば電電公社におきまして六万人

ふえるとか、あるいは日本航空とかNHKとか、

それから御指摘のように非常に少ないかといふ

ところを除きましたが、やはり縮減をしてお

るわけでございます。

今回の行政改革の中で、特殊法人につきまして

も五年間で一万八千三百人といふものを削減する

ということを決めておりますが、確かに九十四

万、全体の特殊法人の数を母数にいたしますと御

指摘のように非常に少ないではないかといふ感

じを持たれると思いますけれども、この一万八千

三百人を實際にはじき出しましたのは、一つは、

この特殊法人の中で四十四万という大数を占めて

おります國鐵でございますが、その國鐵には別途

三十五万人体制という計画がござりますので、ま

ず國鐵を落としております。それからそれ以外に

いは金庫でございますとか、そういう一部を除き

まして、結局九十四万の中で四十四万人を対象にして国家公務員に準じた削減率を掛けばこの一

万八千三百人が出てまいる。こういう形になるわ

けでありますと、やはり国鉄なんかの削減分も加え

て考えていくといふことになりますが、これについ

てはどうお考えでしようか。

○鈴切委員 すでに国家公務員においては六十歳

定年ということが言われている以上、高齢者役員

を温存する特殊法人についても何らかの規制があ

つてもよいのではないかと私は思うので

す。閣議決定によりますと、おおむね六年で役員

の在任は原則として六十五歳までといらうにな

つておるわけであります。大体そいつた閣議決

定の趣旨に沿いまして、特殊法人におきましても

七十五歳とかあるいは総裁、副総裁について

は、六十五歳とかあるいは六十歳というの

くとも定年六十歳ということが言われている以上

は、六十歳とかあるいは総裁、副総裁について

は、六十歳までにするなんといふこともかなり考えて

いかなくちやならない問題じゃないかと思うので

すが、その点についてはいかがでしようか。

○栗林説明員 最初の、おおむね六年といふのは

どうくらいの範囲かということでございますが、少な

いからまだらに定年六十歳ということが言われて

いるわけでありますけれども、おおむねとい

うのはどれぐらいの範囲を示しているのか。少な

いからまだらに定年六十歳ということが言われて

いるわけでありますけれども、おおむねといふのは

どうくらいの範囲かといふことでござります。

○鈴切委員 ついで、おおむね六年といふのは

どうくらいの範囲かといふことでござります。

私はちよどく六年といふところを一応頭には置

いているわけですが、やはり任期

の関係などで端数が出るとかいうふうなこともござりますので、六年何ヶ月かという場合はおおむ

ね六年といふふうな言い方になるのではないかと

いうふうに考えております。したがいまして、そ

ういったおおむね六年を超える人が何人かといふ

ふうな御質問がある場合には、七年以上というこ

とで一応便宜的に計算をさせていただいているわ

けでござります。

それから、確かに六十五歳あるいは七十歳とい

うふうにござりますが、閣議決定では一応六十五歳

といふことを五十二年まず決めたわけでござ

りますが、私ども承知しておりますところでは、当

時の役員の年齢の現状とか、あるいはそのほかで

国家公務員の中でも特別の職ですでに相当重要な

ポストで定年が決まっているものもござります。

いろいろな点を勘案して六十五歳という線をまず

決め、それから、総裁とか副総裁ということになりますと、これはやはり相当に重要な責任がござりますし、知識、経験も高度なものが必要とされるというふうなことから、当然ではございませんけれども、特別の事情がある場合には七十歳を限度といふふうになつたと承知しております。

○鈴切委員 これから本議会がありますので、これは補助金だのいろいろきょうは用意をしてきましたが、時間がないので実際に質問ができました。

いまと言わされました六十五歳あるいは七十歳といふのは、その当時決められたものであるけれども、現在の時点ではもうかなりそぐわない状態になつてきているのじやないか。六十五歳あるいは七十歳ということになれば、それはまさしく天下りあるいは渡り鳥をしやすいような状態を醸し出していく、それを温存する体制としての年齢、そういう形になつてしまつていてるわけですねけれども、実際に民間登用ということになれば、いま現在六十歳といふことを言われているわけありますから、六十五歳あるいは七十歳の問題ももう少し考えられてもいいのじやないだらうか。

そうなれば、しょせんは天下りとか渡り鳥といふものも自然自然に少くなつてくるし、言うならば特殊法人に入つても一回きりであつて渡り鳥をしていくということはない。ところが、長い期間任期をつけてあるためにあつちこつち渡り鳥をして、そして何回も渡り鳥をするという実態もあるわけです。私は、年齢については、その当時お決めになつたにしても、こちら邊でもう一度お考えになる必要があるのじやないかと申し上げたいのですが、その点についてはどうですか。検討されますか。

○栗林説明員 特殊法人の役員の年齢の問題につきましては、私ども承知しておりますのは、以前はなるべく高齢者を避けようといふふうなやや抽象的な言い方になつておつたわけですねけれども、一年ちょっと前に具体的な検討がなされて六十五

歳なり七十歳を限度にしてようということに決められただけでござりますが、いまそういうことをやつしているために、たとえば渡り鳥とかといふふうなこともいろいろあり得るじやないかといふことについてましては、これは別途そいつた渡り鳥といいますかたらい回し的異動といふものについては三百八十八人中いわゆる渡り鳥と称せられるものについては三十二名、約四百九十九人でございまして、今後もさらに厳正に運用していくということで、そのあたりは解決していくのではないかといふうに考えております。

○鈴切委員 では、時間ですから。

○木野委員長 午後四時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時二十六分休憩

午後四時二十八分開議

○木野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。辻第一君。

○辻(第)委員 私は、行政管理庁設置法一部改正案について質問をいたします。

まず、行政監察の対象の拡大という問題について、昭和四十九年五月二十三日の衆議院内閣委員会で、当時の保利長官が対象の拡大は当然検討する旨の答弁を行つていらつしやるわけですが、それ以来今日まで具体化されませんでした。その具體化のおくれは、各省庁の異論やあるいは抵抗がありましたから、本府の監察官は十一名と聞いております。この十一名の監察官のうち各省庁を直接担当されるのは七名であつて、副監察官、事務職員を入れても七八人にはしかぎらない。これでは人員が少な過ぎるのではないかといふふうに思ひます。また、会計検査院と比較をしても、行政管理庁の場合、行政監察局は局長以下監察官まで十七名です。会計検査院は、第一局から第五局までの局長以下上席調査官まで合計五十四名となっています。もちろん、業務内容も違うわけでありますし、一概に比較はできない側面がありますけれども、対象となります特殊法人の数が今度は二倍にもなるという状況では、人員が少な過ぎると言わざるを得ないと思ひます。

○佐倉政府委員 行政監察は、各省庁、国の行政機関の業務の執行状況を監察しまして、今度お願ひしているのは特殊法人でござりますけれども、監察に關連した調査ができるようにしていただきたいというわけでございます。

それで、監察の際に、やはり国の業務と関連のある仕事を特殊法人はそれぞれやっておるわけでもありますから、国の機関を監察する場合にどうしても特殊法人を拜見する必要が出てくる場合が多いわけでございます。それをやりやすくさせていただくということで、行政監察の本旨である行政の簡素合理化あるいはその業務の効率化というものがスムーズに改善できるようになるというふうに考えております。

○辻(第)委員 現在、行政管理庁の行政監察に当たつていらつしやる本府の監察官は十一名と聞いております。この十一名の監察官のうち各省庁を直接担当されるのは七名であつて、副監察官、事務職員を入れても七八人にはしかぎらない。これでは人員が少な過ぎるのではないかといふふうに思ひます。また、会計検査院と比較をしても、行政管理庁の場合、行政監察局は局長以下監察官まで十七名です。会計検査院は、第一局から第五局までの局長以下上席調査官まで合計五十四名となっています。もちろん、業務内容も違うわけでありますし、一概に比較はできない側面がありますけれども、対象となります特殊法人の数が今度は二倍にもなるという状況では、人員が少な過ぎると言わざるを得ないと思ひます。

○宇野国務大臣 いろいろ理由はございましょうが、私が申し上げますならば、今日ほど改革に對するいわば天の時、地の利、人の和が得られたときはないのですなかろうかと思ひます。そうしたことことができたのではなかろうか。だから、歴代

ときのバックアップという、そうした中に国民の大聲がまだ反映しなかつた時代ではなかつたか、かように考えております。

○辻(第)委員 そういうことだったようですが、事業団、公庫、これで合計四十八だったのですが、国際電電や日本船舶振興会、日本開発銀行など百十一に広がるわけですから。

○木野委員長 午後二時二十六分休憩

午後二時二十八分開議

○木野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。辻第一君。

○辻(第)委員 私は、行政管理庁設置法一部改正案について質問をいたします。

まず、行政監察の対象の拡大といふ問題について、昭和四十九年五月二十三日の衆議院内閣委員会で、当時の保利長官が対象の拡大は当然検討する旨の答弁を行つていらつしやるわけですが、それ以来今日まで具体化されませんでした。その具體化のおくれは、各省庁の異論やあるいは抵抗があったといふふうに聞いておるわけがありますが、実際のところ、今まで具体化されなかつたのはどういう理由なのか、お尋ねをいたします。

○宇野国務大臣 いろいろ理由はございましょうが、私が申し上げますならば、今日ほど改革に對するいわば天の時、地の利、人の和が得られたときはないのですなかろうかと思ひます。そうしたこと

○辻(第)委員 最近一、二年を見てみましても、鉄建公団、住宅公団また中央競馬会、KDDなど、特殊法人の不正や腐敗というのが相次いで大変な問題になっております。また、特殊法人の方に関しましては、昭和三十九年九月二十九日の臨時行政調査会の答申を初め、各種の閣議決定などでたびたび改善方策が示されてきたということがあります。最近三カ年間で特殊法人に關係した行政監察にはどのようなものがあつたのか、その主なものについて簡明にお答えをいただきたいと思います。

○佐倉政府委員 最近三カ年間という御質問でございます。昭和五十三年には国鉄等を対象にしてやつたのがございます。それから簡易生命保険に関する行政監察で簡易保険事業団あるいは業務の改善に関する行政監察ということで農林漁業金融公庫等をやつております。

それから五十四年度でございますけれども、公事業の施行状況に関する調査としまして、日本住宅公団、道路公団、宅地開発公団、首都高速道路公団等を調査しました。次に、水資源の利用に関する調査、これで水資源開発公団、工業再配置に関する行政監察で地域振興整備公団等をやつております。

いるわけであります。七十歳以上の役員の方がかなりござります。国際交流基金の理事長は七十五歳、私立学校教職員共済組合理事長は七十四歳、日本私学振興財団理事長は七十三歳、理化学会研究所理事長、日本科学技術情報センター理事長は七十一歳でございます。明らかに閣議決定の年齢を超えております。

○栗林説明員　総裁、理事長クラスの方でたとえば七十歳を超えてから就任された方、これは三十年になりますから、つまり新しい基準になりますからでございますが、新任の方は五十三年では二人でございます。それから五十四年では一

○辻(第)委員 六十一名、大変たくさん、閣議決定を超える在職年数の方がいらっしゃるわけであります。この是正について政府の考え方を明らかにしていただきたいと思うわけです。お答えをいただきたいと思います。

○栗林説明員 この件につきましても、暮れの閣議決定あるいは閣議了解におきましてさらに厳しく

者に対し運用したものを、それ以前の就任者にも当てはめる意味のよう私は理解をしておるわけですがござりますけれども、その点は私の理解が合っているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。
○栗林説明員 確かに五十二年の閣議決定では新しい基準を具体的に決めたわけですがござりますけれども、「この取扱いは、昭和五十三年四月一日以

年齢の点で、閣議決定であります六十五歳、七十歳を超えている役員は現在どれだけおられるのか、お尋ねをいたします。

○栗林説明員　総裁、理事長クラスの方でたとえ
は七十歳を超えてから就任された方、これは五十年
三年になりましてから、つまり新しい基準になりま
してからでございますが、新任の方は五十三年三
年で二人でございます。それから五十四年では一
人でございます。五十五年に入りましたからはも
ちろんございません。

理由は、これはいま先生おつしやいました私立を
学交団体のものでござりますと、どうしても私法

○辻(第)委員 六十一名、大変たくさん、閣議決定を超える在職年数の方がいらっしゃるわけであります。この是正について政府の考え方を明らかにしていただきたいと思うわけです。お答えをいただきたいと思います。

○栗林説明員 この件につきましても、暮れの閣議決定あるいは閣議了解におきましてさらに厳しく運用するということを改めて決めまして、それにのつて見玉選用として、最も中立的、また

者に対し運用したものを、それ以前の就任者にもうございますけれども、その点は私の理解が合っているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○栗林説明員 確かに五十二年の閣議決定では新しい基準を具体的に決めたわけでござりますけれども、「この取扱いは、昭和五十三年四月一日以降役員に就任する者については運用する」ということになつております。それ以前から役員についておった方については、急に基準を決めてもらひ、うなぎ正しくつらうとうござります。

つきましては六十五歳という線を引いておりますし、また特別の事情がある場合には総裁、副総裁については七十歳までというふうな線を引いておるわけでございますが、理事等について六十五歳以上、総裁、副総裁について七十歳以上の方は、

人でございます。五十五年に入りましてからはもう
ちろんございません。
理由は、これはいま先生おつしやいました私立
学校関係のものでございますと、どうしても私学な
関係の方がこういった仕事につかなければいけな
い。そういたしますと、私学の経営者とかあるとい
は私学の学長とかいうふうな経験者で、私学の團
体の中でもどうしてもこの方でなければやあいが要
るというふうなことで、特別の事情があるといふ

○辻(第)委員 六十一名、大変たくさん、閣議決定を超える在職年数の方がいらっしゃるわけあります。この是正について政府の考え方を明らかにしていただきたいと思うわけです。お答えをいただきたいと思います。

○栗林説明員 この件につきましても、暮れの閣議決定あるいは閣議了解におきましてさらに厳しくやるということで、たとえば高齢者の起用及び長期留任に関する例外については、一層厳しく運用するということを改めて決めまして、それにのっとって現在運用をしている最中でございます。

○辻(第)委員 さらに申しますと年齢の問題でも在職期間の問題でも、閣議決定に対する違反と申しましようかそういう状態が重なっている例がござります。国際交流基金の理事長は年齢七十五歳でございまして、在職が七年一ヵ月でございま

者に対し運用したものを、それ以前の就任者によってはめる意味のように私は理解をしておるわけでもござりますけれども、その点は私の理解が合っているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○栗林説明員 確かに五十二年の閣議決定では新しい基準を具体的に決めたわけでございますけれども、「この取扱いは、昭和五十三年四月一日以降役員に就任する者については運用する」ということになつておりますて、それ以前から役員についておつた方については、急に基準を決めていろいろな予定、計画が狂つてしまつというところで、それは除外しておつたわけでございますが、五十四年、昨年十二月の閣議了解におきまして、やはりできるだけ過去からのそういういた残りの例外もなくしていかなければいけないという見地から、役員選考基準の運用が始まりました日、この

○辻(第)委員 いま三十四名いらっしゃるというお話をですが、このような理事長、さらに六十五歳を超えている理化学研究所理事の方など、閣議決定の年齢を超えていたり役員について、閣議決定に基づいて改善する考え方があるのかどうか、お答

人でございます。五十五年に入りましたからもまだちろんございません。
理由は、これはいま先生おつしやいました私立
学校関係のものでござりますと、どうしても私学の
関係の方がこういった仕事につかなければいけない
い。そういたしますと、私学の経営者とかあるとい
は私学の学長とかいうふうな経験者で、私学の團
体の中でもどうしてもこの方でなければいいが畢竟
いというふうなことで、特別の事情があるとい
うことで新任したわけでございますけれども、それ
はほかにはほとんどない、いま申し上げましたよ
うな特別の例外だけでございます。その点を御了
解いただきたいと思います。

○辻(第)委員 六十一名、大変たくさん、閣議決定を超える在職年数の方がいらっしゃるわけあります。この是正について政府の考え方を明らかにしていただきたいと思うわけです。お答えをいただきたいと思います。

○栗林説明員 この件につきましても、暮れの閣議決定あるいは閣議了解におきましてさらに厳しくやるということで、たとえば高齢者の起用及び長期留任に関する例外については、一層厳しく運用するということを改めて決めまして、それにのつとつて現在運用をしている最中でございます。

○辻(第)委員 さらに申しますと、年齢の問題でも在職期間の問題でも、閣議決定に対する違反と申しましようかそういう状態が重なっている例がございます。国際交流基金の理事長は年齢七十五歳でございまして、在職が七年一ヶ月でござります。また、日本航空機製造取締役で、年齢が六十七歳、在職七年八ヶ月という方がおられるわけでござります。このようなケースはどのように対処されるおつもりか、お聞きをいたしたいと思います。

○栗林説明員 確かに五十二年の閣議決定では新しい基準を具体的に決めたわけでございますけれども、その点は私の理解が合っているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。どうも、「この取扱いは、昭和五十三年四月一日以後役員に就任する者について運用する」ということになつておりますし、それ以前から役員についておつた方については、急に基準を決めてもらひいろいろな予定、計画が狂つてしまふということは除外しておつたわけですが、五十四年、昨年十一月の閣議了解におきまして、やはりできるだけ過去からのそういうたれりの例外を少なくしていくかなければいけないという見地から、役員選考基準の運用が始まりました日、五十二年の閣議決定の運用が始まりました日、五十三年四月一日より前に就任された方を再任する場合においてもやはり同じような基準にのつとつて運用していくのではないかということで現在やつておるわけでございます。

○栗林説明員　閣議決定の基準に対する例外の問
えをいただきたいと思ひます。

人でございます。五十五年に入りましたからはもう
ちろんございません。
理由は、これはいま先生おつしやいました私立
学校関係のものでございますと、どうしても私学
関係の方がこういった仕事につかなければいけな
い。そういたしますと、私学の経営者とかあるい
は私学の学長とかいうふうな経験者で、私学の團
体の中でどうしてもこの方でなければいけないが要
いというふうなことで、特別の事情があるとい
うことで新任したわけでございますけれども、それ
はほかにはほとんどない、いま申し上げましたよ
うな特別の例外だけございます。その点を御了
解いただきたいと思います。

○辻(第)委員 次に、在職期間の問題でお尋ねし
たいと思うのですが、閣議決定は、在職期間を六
年を限度とし、総裁、副総裁等で、特別の事情
のある場合でも原則として八年としております。

○辻(第)委員 六十一名、大変たくさん、閣議決定を超える在職年数の方がいらっしゃるわけあります。この是正について政府の考え方を明らかにしていただきたいと思うわけです。お答えをいただきたいと思います。

○栗林説明員 この件につきましても、暮れの閣議決定あるいは閣議了解におきましてさらに厳しくやるということで、たとえば高齢者の起用及び長期留任に関する例外については、一層厳しく運用するということを改めて決めまして、それにのつとつて現在運用をしている最中でございます。

○辻(第)委員 さらに申しますと、年齢の問題でも在職期間の問題でも、閣議決定に対する違反と申しましょうかそういう状態が重なっている例がござります。国際交流基金の理事長は年齢七十五歳でございまして、在職が七年一ヶ月でございまます。また、日本航空機製造取締役で、年齢が六十七歳、在職七年八ヶ月という方がおられるわけでござります。このようなケースはどういうふうな方は私どもの方が両方に当たるというふうな方は私どもおられるおつもりか、お聞きをいたしたいと思います。

○栗林説明員 いま先生おっしゃいました、たとえば高齢である方、それと長期留任、それぞれ一

題につきましては、もちろん從来からできるだけ
閣議決定の趣旨にのつとつてやってきたわけでござ
りますが、さらにそれを厳しく運用するため、

人でございます。五十五年に入りましてからはもう
ちろんございません。
理由は、これはいま先生おつしやいました私立
学校関係のものでございますと、どうしても私学の
関係の方がこういった仕事につかなければいけない
い。そういたしますと、私学の経営者とかあるとい
は私学の学長とかいうふうな経験者で、私学の團
体の中でどうしてもこの方でなければやあいが票
いというふうなことで、特別の事情があるとい
ることで新任したわけでございますけれども、それ
はほかにはほんどない、いま申し上げましたよ
うな特別の例外だけでございます。その点を御了
解いただきたいと思います。

○辻(第)委員 次に、在職期間の問題でお尋ねし
たいと思うのですが、閣議決定は、在職期間を
六年を限度とし、総裁、副総裁等で、特別の事情
のある場合でも原則として八年としております。
また、いわゆるたらい回しは原則として行わない
こととしている。

ところが、これに違反する例も少なくないとい

○辻(第)委員 六十一名、大変たくさん、閣議決定を超える在職年数の方がいらっしゃるわけあります。この是正について政府の考え方を明らかにしていただきたいと思うわけです。お答えをいただきたいと思います。

○栗林説明員 この件につきましても、暮れの閣議決定あるいは閣議了解におきましてさらに厳しくやるということで、たとえば高齢者の起用及び長期留任に関する例外については、一層厳しく運用するということを改めて決めまして、それにのつとつ現在運用をしている最中でございます。

○辻(第)委員 さらに申しますと、年齢の問題でも在職期間の問題でも、閣議決定に対する違反と申しましようかそういう状態が重なっている例がござります。国際交流基金の理事長は年齢七十五歳でございまして、在職が七年一ヶ月でござります。また、日本航空機製造取締役で、年齢が六十七歳、在職七年八ヶ月という方がおられるわけでございます。このようなケースはどのように対処されるおつもりか、お聞きをいたしたいと思います。

○栗林説明員 いま先生おっしゃいました、たとえば高齢である方、それと長期留任、それぞれ一人の方が両方に当たるというふうな方は私どもの把握では九人ほどおると思います。それで基準に適用につきましては、どちらか一方に該当してのも、これはやはりできるだけ基準に即してや

昨年十一月十八日に閣議了解をさらにさせていただきました。さらに暮れの閣議決定でも盛り込んでいただきまして、できるだけ厳しく運用していくく、例外は特別の事情がある場合でなければ認め

人でございます。五十五年に入りましたからはもう
ちろんございません。
理由は、これはいま先生おつしやいました私立
学校関係のものでございますと、どうしても私学
関係の方がこういった仕事につかなければいけない。
そういたしますと、私学の経営者とかあるとい
は私学の学長とかいうふうな経験者で、私学の團
体の中でどうしてもこの方でなければやあいが悪
いというふうなことで、特別の事情があるとい
ふうなことで新任したわけでございますけれども、それ
はほかにはほとんどない、いま申し上げましたよ
うな特別の例外だけございます。その点を御了
解いただきたいと思います。

○辻(第)委員 次に、在職期間の問題でお尋ねし
たいと思うのですが、閣議決定は、在職期間を
六年を限度とし、総裁、副総裁等で、特別の事情
のある場合でも原則として八年としております。
また、いわゆるたらい回しは原則として行わない
こととしている。

ところが、これに違反する例も少なくないとい
うのが現状であろうと思ひます。役員の長期在職
は、私の調べた中には動燃事業団理事が一九六九
年四月以来で十年を超えていらっしゃるなど、数
多い状況であります。閣議決定の六年あるいは八

○辻(第)委員 六十一名、大変たくさん、閣議決定を超える在職年数の方がいらっしゃるわけあります。この是正について政府の考え方を明らかにしていただきたいと思うわけです。お答えをいただきたいと思います。

○栗林説明員 この件につきましても、暮れの閣議決定あるいは閣議了解におきましてさらに厳しく運用するということを改めて決めまして、それにのつとつて現在運用をしている最中でございます。

○辻(第)委員 さらに申しますと、年齢の問題でも在職期間の問題でも、閣議決定に対する違反と申しましようかそういう状態が重なっている例がござります。国際交流基金の理事長は年齢七十五歳でございまして、在職が七年一ヵ月でござります。また、日本航空機製造取締役で、年齢が六十七歳、在職七年八ヵ月という方がおられるわけでございます。このようなケースはどのように対処されるおつもりか、お聞きをいたしたいと思います。

○栗林説明員 いま先生おっしゃいました、たとえば高齢である方、それと長期留任、それぞれ一人の方が両方に当たるというふうな方は私どもの把握では九人ほどおると思います。それで基準の適用につきましては、どちらか一方に該当しても、これはやはりできるだけ基準に即してやるという考え方でございますので、原則的には任期が来た場合ということになりますけれども、できだるだけそれぞれの基準を見まして、そういった例外の解消には努力していきたいというふうに考えます。

なし」というふうなかつこうで現在運用しておられます。

人でございます。五十五年に入りましたからはもう
ちろんございません。

理由は、これはいま先生おつしやいました私立
学校関係のものでございますと、どうしても私学
の方方がこういった仕事につかなければいけな
い。そういたしますと、私学の経営者とかあるとい
い。私学の学長とかいうふうな経験者で、私学の團
体の中でどうしてもこの方でなければやあいが悪
いというふうなことで、特別の事情があるとい
うことで新任したわけでございますけれども、それ
はほかにはほんとどない、いま申し上げましたよ
うな特別の例外だけでございます。その点を御了
解いただきたいと思います。

○辻(第)委員 次に、在職期間の問題でお尋ねし
たいと思うのですが、閣議決定は、在職期間を六
六年を限度とし、総裁、副総裁等で、特別の事情
のある場合でも原則として八年としております。
また、いわゆるたらい回しは原則として行わない
こととしている。

ところが、これに違反する例も少なくないとい
うのが現状であろうと思ひます。役員の長期在職
は、私の調べた中には動燃事業団理事が一九六九年
四月以来で十年を超えていらっしゃるなど、數
多い状況であります。閣議決定の六年あるいは八
年を超えていらっしゃる役員は何人いらっしゃるの
か、お尋ねをしたいと思います。

○栗林説明員 閣議決定は、役員で「おおむね六
年」というふうな言い方をしておりますので、私
どもの集計では七年以上というふうに考えており
ます。それから総裁等につきましては、九年以上
というふうに集計いたしましたその例外というふ
うのは、六十二名でございます。

○辻(第)委員 六十名、大変たくさん、閣議決定を超える在職年数の方がいらっしゃるわけあります。この是正について政府の考え方を明らかにしていただきたいと思うわけです。お答えをいただきたいと思います。

○栗林説明員 この件につきましても、暮れの閣議決定あるいは閣議了解におきましてさらに厳しく運用するということ改めて決めまして、それにのつとつて現在運用をしている最中でございます。

○辻(第)委員 さらに申しますと、年齢の問題でも在職期間の問題でも、閣議決定に対する違反と申しましようかそういう状態が重なっている例がござります。国際交流基金の理事長は年齢七十五歳でございまして、在職が七年一ヵ月でございます。また、日本航空機製造取締役で、年齢が六十七歳、在職七年八ヵ月という方がおられるわけでございます。このようなケースはどのように対処されるおつもりか、お聞きをいたしたいと思います。

○栗林説明員 いま先生おっしゃいました、たとえば高齢である方、それと長期留任、それぞれ二人の方が両方に当たるというふうな方は私どもの把握では九人ほどおると思います。それで基準の適用につきましては、どちらか一方に該当しても、これはやはりできるだけ基準に即してやるという考え方でございますので、原則的には任期が来た場合ということになりますけれども、できるだけそれぞれの基準を見まして、そういった例外の解消には努力していきたいというふうに考えております。

○辻(第)委員 昨年の十二月二十八日の閣議決定では、たらい回しの問題でも、また「高令者の起用並び長期留任に関する例外については、真に止むを得ないものに限ることとし、一層厳しく運用する」こういうことで改正運用を決めておられるわけです。これは昭和五十二年十二月の閣議決定の際、昭和五十三年四月一日以降役員に就任する

があるのかないのか。私は改善すべきであると思うわけですが、どうでしようか。お尋ねをいたします。

○日吉説明員 公團等の特殊法人の役員は、特定された任期内でその法人の經營に対しまして重要な責任を負うという点で、民間企業の役員と類似の性格を持つております。したがいまして、その退職金につきましては、民間企業の役員の退職金を参考にしながら決めているところでございま

す。

その具体的な役員の退職金でございますけれども、それにつきましては、いま委員からも御指摘がございましたように、人事院におきます民間企業の実態調査に基づきまして五十三年四月に二割の引き下げを行つたところでございますけれども、前回この引き下げを行つたときの民間の実態調査から二年以上経過いたしておりますので、いま改めて人事院に調査を依頼しておりますので、その結果を検討の上適切な措置を講じたい、かよう

に考えておるわけでございます。

なお、特殊法人の役員はあくまでも役員でございまして、民間企業の役員に比すべきものでございまして、その点は民間企業の職員といふふうな点とは取り扱いが違つてしまりますので、そういう意味で在職期間の短い割りに金額が職員に比べまして高くなるという点は、民間企業でも一般に認められておるところでございまして、私たちとしましてはあくまでも民間企業の役員とバランスをとつていただきたい、かよう考

えております。

○辻(第)委員 しかし、特殊法人というのは全くの民間企業ではないに、国がやる仕事を民間の力もかりて第三のセクターとしてやるということであります。そのかわりに国が強制的な法律をもつて設置をする、そしていろいろな補助とか援助をしているということであると思ひます。ですから、私は民間並みにしなくても、民間とお役所との中間あたりでもいいと思うのですが、その点はどうでしょうか。それから、天下りと申しまし

ようか、お役人から役員にかわつていかれる方がたくさんあるようです。そういう点も勘案しますと、民間から来られた方、役所から来られた方、問題ですけれども、私は、特殊法人の役員の給与や退職金を民間並みにする、これはちょっと問題があるのじゃないかと思うのですが、その点の御見解をお聞きしたいと思います。

○日吉説明員 特殊法人の性格につきましては、先生御指摘のよらないいろいろ御議論があらうかと思いますが、やはりその役員の待遇につきましては、民間の役員及び職員を参考にして決めるといふのが一つの適当な基準、適正な基準ではないかと私たちは考えております。ただ、いま私が特殊法人の役員の退職金につきまして民間の企業の役員に準拠していると申し上げましたけれども、それは、俸給月額に対します支給率、こういいう点で合わせてもらいまして、実は絶対額で合っているというふうな形になつてございません。

そういう意味で、俸給月額そのものが、実は民間の役員の調査を人事院でされていらっしゃいますが、それと見てみると、その点は特殊法人の役員の方はやはり公務部内の特殊法人の役員であるといふことで、国家公務員の上の上で言いますと國務大臣、それからそれぞの役所におきます指定職の方、そういう方とのバランスをとりながら決めておりますので、俸給月額そのものは民間に比べますと低くなつておりますので、それに対しまして支給率を等しくいたしましても、実は退職金の絶対額におきましては決して民間に比べて高くはなつてないというか、むしろ低くなつて

いるのが現状でござります。

○辻(第)委員 いまの問題についてはいろいろと議論のあるところだと思いますけれども、一応私としたしましてはもっと下げるべきではないかといふことを申し上げて、次に移りたいと思います。

いま述べましたように、特殊法人の中には御高齢な役員の方、また長期の在任、それからいわゆるたる回し、さらに、私どもから見ますと高額な給与や高額な退職金など、多くの問題を抱えています。その一方で、会計検査院の検査で指摘をされた不当事項等も少なくはないという事が現状だと思います。昭和五十三年度で会計検査院が指摘した事項の件数及び金額はどの程度であったのか、お尋ねをいたします。

○秋本会計検査院説明員 お答えいたします。

会計検査院が五十三年度の決算検査報告で指摘いたしました、まず政府関係機関等の特殊法人の数でございますが、これが専売公社ほか二十二、二十三団体でござります。それから指摘金額でございますが、まず第一に不当事項でございます。不当事項で三十六件、二十一億六千八百余万円、それから改善処置要求事項というのがござりますが、これが十件で百二十六億二千六百余円でございます。それから改善処置要求をする以前に是正の処置を講じていただきたいわゆる処置済み事項と申しておりますけれども、これが九件でございます。それが十件で百二十六億二千六百余円でございます。それから改善処置要求をする以前に是正の処置を講じていただきたいわゆる処置済み事項と申しておりますけれども、これが九件でございます。

○木野委員長 次回は、来る二十四日木曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

○宇野国務大臣 私は、行革に關しましては、常に政在行革、こういふうに申し上げまして、常に政府は、やはり効率的な政府、また簡素な政府、それにによって十二分に国民にサービスを忘れない政府、それを目指すべきである、かように存じておられます。特に、去る総選挙におきまして、行政政府に対する国民の御批判、これは余りにも大きなものがあったわけでございますから、その根底には当然綱紀の肅正、これを大きな下敷きとしてやつていかなければならない、かように存じておる次第であります。

○木野委員長 次回は、来る二十四日木曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

以上のような問題点を十分考慮して、政府は特殊法人に対する監督を強めて、今日国民の切望している浪費、冗費の節約、節減、不正腐敗の一掃、行政の簡素化、民主化などを実現していただきたいことを強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。最後にもう一度大臣から、この点についての御決意と申しましょうか、承りたいと思

昭和五十五年五月八日印刷

昭和五十五年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C